

浜松市子ども・若者支援プラン
子どもの未来サポートプロジェクト

浜松市子ども・若者支援プラン

子どもの未来サポートプロジェクト

目次

第1章 プロジェクトの策定にあたって

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本市の子どもの状況把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 プロジェクトの考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2章 本市の取組

- 1 プロジェクトの進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 柱立てと事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 プロジェクトにより実現される子どもの自立・・・・・・・・14

資料編

- 1 浜松市子どもの生活実態調査結果・・・・・・・・・・ 15
- 2 関係機関、支援団体等へのヒアリング結果・・・・・・・・39
- 3 国の子供の貧困対策に関する大綱に定める重点施策の実施状況・・ 42
- 4 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

第1章 プロジェクトの策定にあたって

1 策定の趣旨

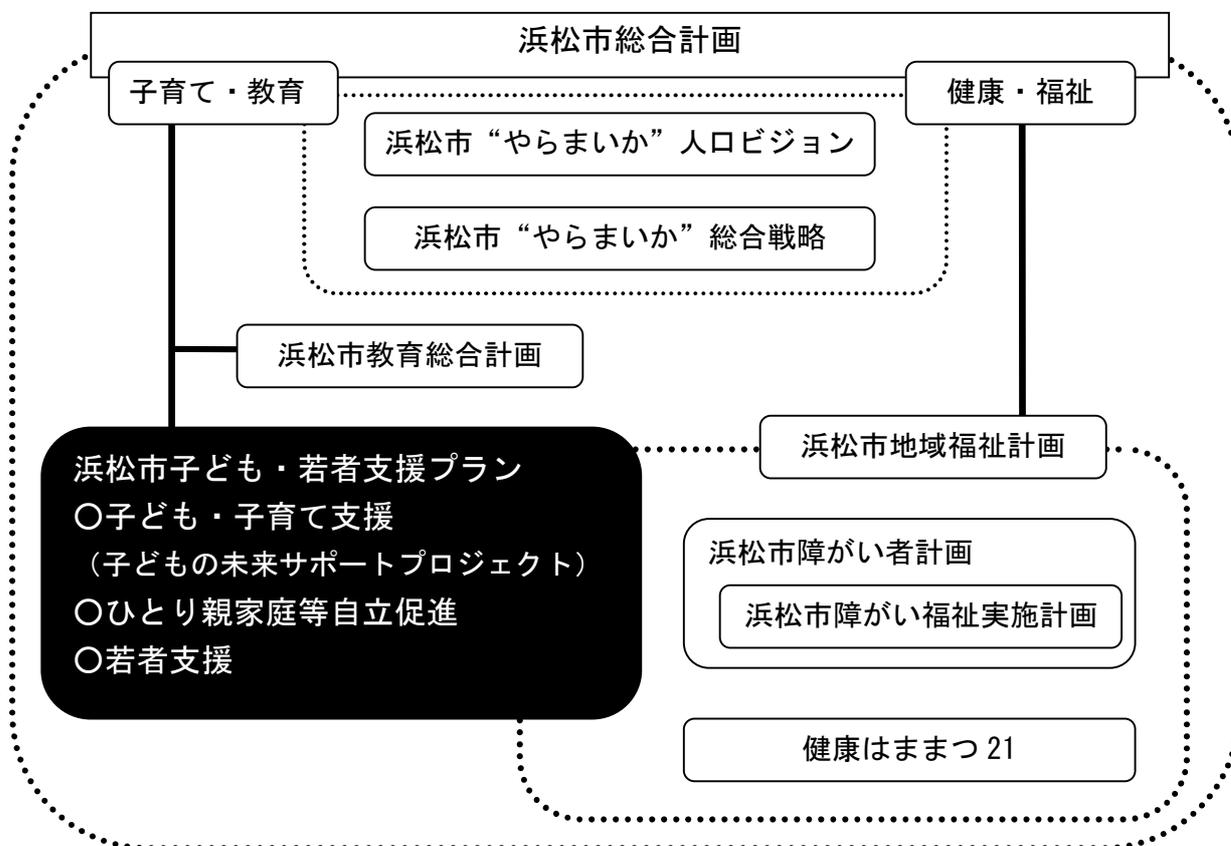
平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月には、子どもの貧困対策を総合的に推進するため「子供の貧困対策に関する大綱」(以下「大綱」という。)が制定されました。

本市においては、「浜松市子ども・若者支援プラン」の子どもの貧困に関する事項に、大綱で示された「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」の4つの重点施策を掲げ、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることがないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策を推進しています。

また、国は、平成28年2月に、各自治体で地域の実情に応じた地域ネットワークを形成して取り組んでいくことができるように、「子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業」(以下「ネットワーク形成事業」という。)を創設しました。

これを受け、本市では「子どもの未来サポートプロジェクト」(子どもの貧困支援体制整備計画)を策定し、地域と連携した子どもの自立支援に取り組んでいきます。なお、本プロジェクトの位置付けは、図1のとおりとします。

(図1) プロジェクトの位置付け



2 本市の子どもの状況把握

本市の子どもの実態を把握するために、市立の小学5年生又は中学2年生の保護者及びひとり親家庭を対象としたアンケート調査を行い、併せて、子どもの支援に取り組む関係機関等へのヒアリングを実施しました。

(1) 浜松市子どもの生活実態調査の分析結果

① アンケート調査概要

調査A：全体調査

調査対象：市立の小学5年生又は中学2年生のいる世帯 5,101 世帯
調査方法：区別、学校別に人口バランス等を考慮して抽出し、郵送で配布・回収
調査時期：平成28年9月23日～10月7日
調査項目：保護者、子どもの経済・生活状況、市の施策へのニーズ等
回答数：2,405 世帯（回答率47.1%）

調査B：ひとり親家庭調査

調査対象：児童扶養手当受給世帯 2,000 世帯
調査方法：児童扶養手当申請（更新）時に、調査票を手渡し、直接又は郵送回収
調査時期：平成28年8月10日～8月31日
調査項目：保護者、子どもの経済・生活状況、市の施策へのニーズ等
回答数：464 世帯（回答率23.2%）

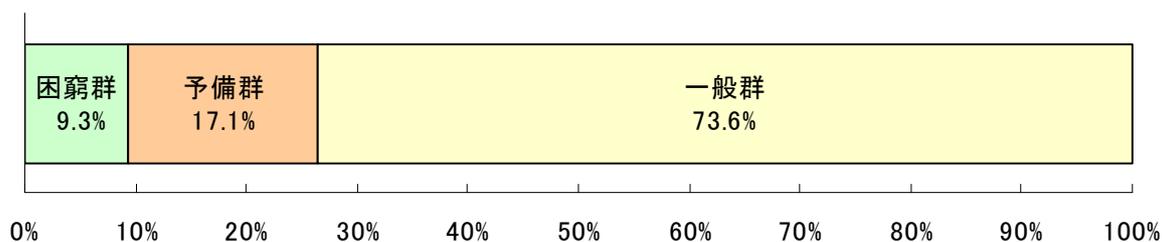
② 所得に基づく群設定

調査Aの回答者の所得及び家族構成から、以下のように3群に分けました。各群の割合は、図2のとおりでした。

- ・生活困窮群（困窮群）：等価可処分所得*が中央値の1/2以下
- ・生活困窮予備群（予備群）：等価可処分所得が中央値の1/2超から3/4以下
- ・一般群（一般群）：等価可処分所得が中央値の3/4超

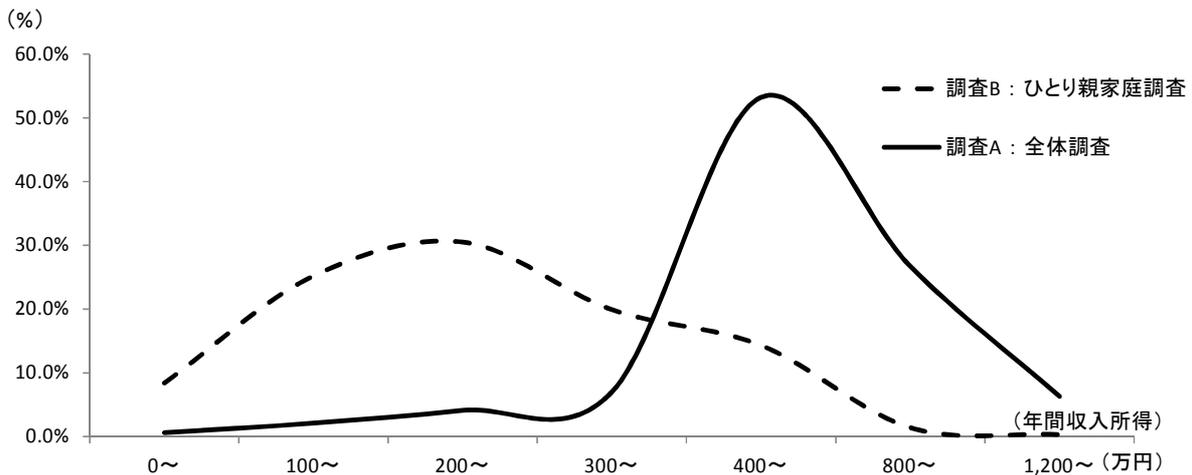
※世帯の所得等を「世帯人数の平方根」で除した値（国民生活基礎調査の基準）

(図2) 各群の割合（全体調査のうち有効回答者数2,123人）



また、調査Bの回答者は、児童扶養手当受給資格世帯であることから、調査Aの収入・所得の分布状況と比べ、収入・所得が低い世帯が大半を占めています(図3)。経済的な困窮状況が認められることから、調査Bの全回答者を「ひとり親群」とし、調査Aの3群と合わせて、4群とします。

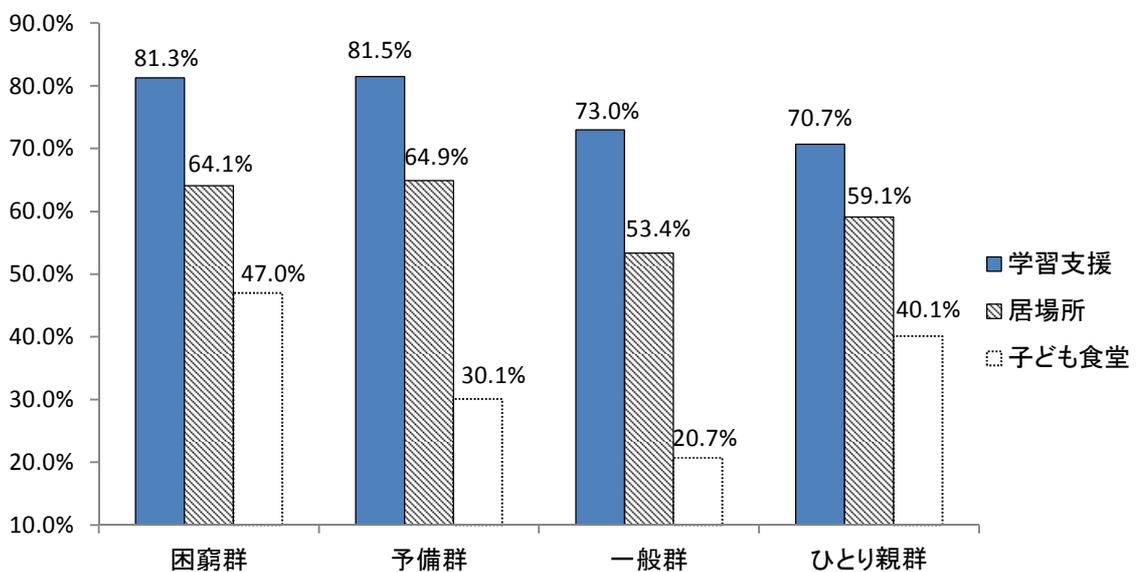
(図3) ひとり親家庭の世帯全員の年間収入・所得の分布
(縦軸が比率、横軸が年間収入・所得区分)



③ 学習支援、居場所づくり、子ども食堂の利用ニーズ

下記の図4は、各群で3つの支援(学習支援、居場所づくり、子ども食堂)の利用を希望する割合を示したものです。学習支援、居場所づくりは、困窮群、予備群の利用ニーズに差がなく、高いニーズがありました。

(図4) 群ごとの利用ニーズ



(2) 関係機関、支援団体等へのヒアリング結果

市内の関係機関、NPO法人等の支援状況・課題等を確認するため、子どもの支援機関や既に地域で支援活動を実施している団体等へのヒアリングを実施し、地域の社会資源を把握しました。

① 調査先

(表1) 子どもの支援関係機関

種別	箇所数	調査先
児童入所施設	4	母子生活支援施設(1)、児童養護施設(3)
司法関係	1	法テラス(1)
地域支援組織	2	民生委員・児童委員協議会(1)、社会福祉協議会(1)
障害者支援	2	障害者相談支援事業所(2)
ひとり親支援	2	ひとり親家庭等支援機関(2)
教育機関	3	小学校(1)、中学校(1)、高等学校(1)
合計	14	

(表2) 地域で学習支援等を実施している支援団体

種別	箇所数	調査先
学習支援	9	公益社団法人(1)、社会福祉法人(1)、地区社会福祉協議会(2)、学習支援団体(1)、女性団体(1)、NPO法人(2)、一般社団法人(1)
子ども食堂・居場所づくり	3	NPO法人(2)、その他(1)
合計	12	

② ヒアリング結果

支援事業の実施箇所について確認したところ、下記の表のとおり、支援活動を実施している団体は少なく、実施地域も限定的であることが分かりました。

また、ヒアリングにより、子どもの貧困に対する情報の共有や支援機関同士の連携の必要性など、地域での支援活動の課題を把握することができました。

ア 学習支援や居場所づくりなどの支援事業の実施箇所

(表3) 実施箇所数 (H28.11 現在)

(単位：箇所)

	中区	東区	南区	その他	計
学習支援	7	5	2	派遣型1	15
居場所づくり・ 子ども食堂	2	1	0	0	3

イ 各団体からの主な意見

(ア) 現状の問題点

- ・学校は支援しきれない部分を外部関係機関に依頼できていないことがある
- ・地域の支援活動を支援が必要な子どもに伝える手段がない
- ・子どもの貧困へのアウトリーチ型支援がない
- ・高齢者の地域包括支援センター、障害者の障害者相談支援事業所などのような子どもの貧困のつなぎ先がない

(イ) 必要な取組

○連携の促進

- ・子どもの貧困支援に関する情報が集まり、支援をつなぐ拠点づくり
- ・教育と福祉の連携
- ・問題がある家庭を発見した場合、その問題の解決ができる個々の専門機関との連携
- ・支援団体間の連携、支援団体と地域の民生委員との連携
- ・スクールソーシャルワーカーと関係機関との更なる連携

○求められる活動への支援

- ・支援団体の継続的な活動のための事務局、人材等の資源、運営費の確保
- ・既に取り組んでいる団体などの先行事例の共有化

○子ども・家庭に求められる支援

- ・外国人を公立高校に通わせるための支援
- ・ひとり親家庭の保護者への相談支援
- ・学習支援に参加するための送迎、交通費の問題
- ・学習支援や居場所づくりは、中学校単位にないと意味がない。子ども中心の支援が必要

(3) 調査結果からの考察

アンケート調査やヒアリングの結果、経済的困窮の度合いが高いほど学習支援や居場所づくりなどの利用ニーズが高いものの、行政・民間も含めた支援はまだ少なく、今後、支援の拡充が必要な状況が明らかになりました。

(アンケート調査)

- ・経済的に困窮する度合いが高いほど、子どもが塾や習い事を利用していないこと
- ・地域で行われる学習支援、居場所づくりに高い利用ニーズがあること
- ・困窮群だけでなく、予備群についても変わらない利用ニーズがあること
- ・支援ニーズの高い学習支援等については、交通費が不要で安全に参加できる身近な地域での実施を望む声が多くあること
- ・ひとり親群は、困窮群と同等の利用ニーズがあること
- ・経済的困窮の度合いが高いほど、子どもだけで食事をとる割合が高いこと

(ヒアリング)

- ・学習支援等を行う支援機関が不足しており、かつ、支援団体間の連携ができていないこと
- ・地域の支援者と学校等との情報共有や相互理解に課題があり、連携した支援が取りにくい状況であること
- ・学習支援等の地域支援の開催場所は、中学校区単位に設置されるなど、子どもが利用しやすい身近な場所での実施を増やしていく必要があること
- ・子ども食堂は困窮家庭の児童が行く場所とのイメージがあり、支援を必要とする子どもが気兼ねなく利用できる状況になく、広く参加を促すのが難しいこと
- ・子どもの貧困問題は子どもだけでなく、保護者への支援も必要であること

3 プロジェクトの考え方

(1) 支援対象

支援が必要な子どもが将来自立した若者に成長するためには、発達段階に応じた切れ目のない支援を実施する必要があることから、支援対象を下記のとおりとします。

① 年齢層等

- ・生まれる前から概ね20歳前後までの子どもとその保護者

② 家庭状況等

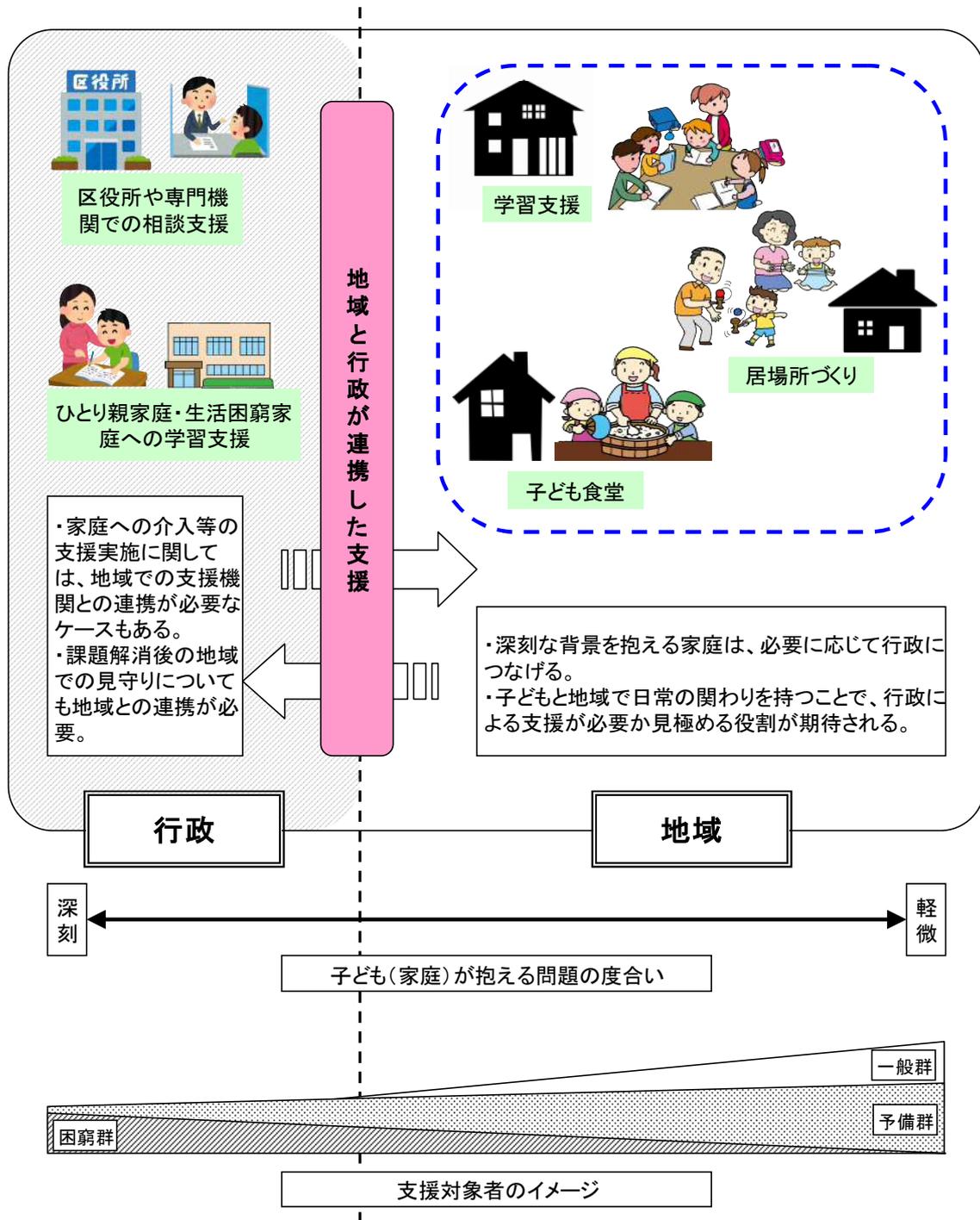
- ・生活保護受給者やひとり親家庭など一般的に経済的困窮状態にある家庭
- ・経済的な困窮状況に関わらず、保護者の疾病等により支援が必要な家庭

(2) 体制の整備

支援対象者の自立を支援するためには、行政が行っている既存の生活・経済等の支援（子ども・若者支援プラン掲載事業等）の実施に加え、身近な地域で学習支援や居場所づくり事業などに取り組む支援機関が増え、子どもの「学力」や「社会性」の習得など、自立に必要な力の習得を補完していく体制が求められます。

このため、本プロジェクトにより、“地域で子どもを支える”支援体制整備を進めます。なお、支援体制の整備にあたっては、地域と行政が連携した支援により、対象の子ども（家庭）を支えることができるよう配慮することとします（図5）。

（図5）地域と行政が連携した支援体制イメージ



第2章 本市の取組

1 プロジェクトの進め方

本プロジェクトでは、地域で子どもを支えるため、国の「ネットワーク形成事業」を参考に、以下に掲げる3つの「つなぎ」を実現できる体制を整えます（図6）。

《つなぎ1》 子どもの発達・成長段階に応じた切れ目ない「つなぎ」

継続的な支援を要する子ども（家庭）については、行政が主体となって、地域と連携を図りながら対応していきます。

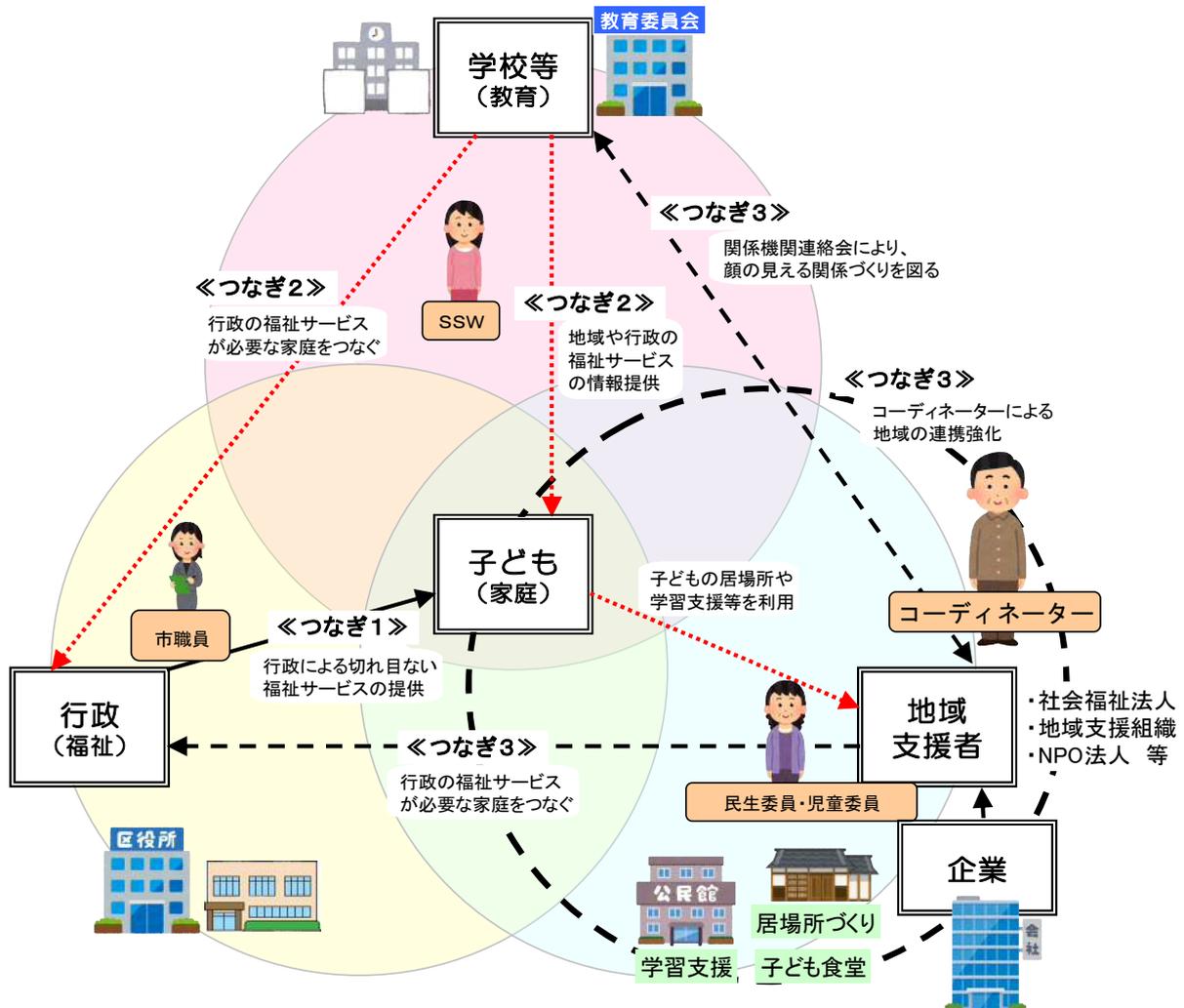
《つなぎ2》 学校等と行政の「つなぎ」

学校等を窓口として、支援が必要な家庭の子どもに行政や地域の福祉サービスに関する情報提供を行います。

《つなぎ3》 行政、地域支援者、学校等との連携を促進する「つなぎ」

地域で子どもを支える体制を構築するため、コーディネーターを配置し、子ども（家庭）を支援する関係者間の相互連携を強化します。

（図6）地域で子どもを支える体制イメージ



2 柱立てと事業

子どもの生活実態調査の分析結果や関係団体へのヒアリング結果を踏まえ、「地域で子どもを支える」体制づくりに必要な施策として、「連携を強化する」、「支援機関を増やす」、「理解者を増やす」の3つの柱立てをして、具体的な事業展開を進めていきます。

【1】 連携を強化する

- (1) 行政、地域支援者、学校等の連携体制の構築
- (2) 地域の支援機関と学校等が連携を図りやすい仕組みづくり
- (3) ひとり親家庭等に対する社会資源の周知

【2】 支援機関を増やす

- (1) 地域で子どもを支援する人材の確保・育成
- (2) 生活・学習支援機関の立ち上げ・運営支援

【3】 理解者を増やす

- (1) 子どもの貧困対策の推進に向けた機運醸成

【1】 連携を強化する

(1) 行政、地域支援者、学校等の連携体制の構築

地域で関わりを持った子どもやその家庭が、深刻な課題を抱えながら生活している場合、状況に応じて、行政の相談機関や支援サービスを活用していく必要があります。また、地域の支援団体同士が連携することで、支援の幅が広がったり、弱みを補い合ったりと効果的な支援が行えます。

このように、地域の様々な支援機関が協力して子どもの支援にあたることで、効果的な支援が行えることから、支援機関の連携が図られる取組を行います。

[具体的な取組]

- ①支援コーディネーターの配置
- ②連絡会議の開催

(2) 地域の支援機関と学校等が連携を図りやすい仕組みづくり

学校等のみで、子どもの自立を支援することは難しく、地域と学校等が連携し、子どもの自立を支援していく必要がありますが、子どもの情報の共有や地域の支援団体の活動内容等の把握の難しさなどから、連携が進みにくい状況にあります。

このため、地域の支援団体と学校等が連携を図られるよう仕組みづくりを行い、地域のサポートが必要な子どもが支援団体につながりやすい環境を整えます。

[具体的な取組]

- ①支援団体等との情報共有についてのルール作り
- ②支援団体に関するデータベースの提供

(3) ひとり親家庭等に対する社会資源の周知

ひとり親家庭等は、就労、子育て、家事と時間に追われることが多いため、支援が必要な状況でも、支援に関する情報を収集することが難しく、適時適切な支援を受けることができない場合があります。

このため、行政からだけでなく、地域でひとり親家庭等に関わる支援者に、地域の社会資源情報を提供し、連携してひとり親家庭に情報提供が行える体制を整えます。

[具体的な取組]

- ①民生委員・児童委員等の地域支援者への学習支援や居場所づくりなどの周知
- ②ひとり親家庭等支援団体と連携した地域の支援活動の対象家庭への周知

【2】 支援機関を増やす

(1) 地域で子どもを支援する人材の確保・育成

支援を必要とする子どもは、様々な課題を抱えていることが多く、地域で子どもに携わる支援者についても、適切な関わりや支援ができるように資質の向上が求められます。また、大学生ボランティアや教員OBなど、地域にいる子どもとの関わりを得意とする人材を活用することで、支援の質を高めることができます。

これら適切な資質を持った人材を確保・育成するため、必要な取組を行います。

[具体的な取組]

- ①ボランティア等のスタッフ確保のための情報発信
- ②学生ボランティア、教員OBボランティアの活用
- ③地域の支援者に対する子どもの貧困問題の研修の実施
- ④支援機関の運営者、ボランティアスタッフへのスキルアップ研修の実施

(2) 生活・学習支援機関の立ち上げ・運営支援

支援を必要としている子どもに対し、何らかの手を差し伸べたいと考える市民団体が少しずつ増えてきています。このような想いを実際の活動につなげることができるよう、地域での支援機関の立ち上げや運営を支援する取組が求められています。

[具体的な取組]

- ①学習支援や居場所づくり等の立ち上げに関するマニュアル整備
- ②国や民間の助成事業の情報提供
- ③地域の活動に対する運営経費等の助成制度の検討
- ④支援団体への援助を希望する民間企業等に対する団体情報の提供

【3】 理解者を増やす

(1) 子どもの貧困対策の推進に向けた機運醸成

地域の支援活動を継続するためには、直接的に子どもに携わる支援者の力と共に、地域の支援活動をバックアップする市民・企業等の力が必要となります。

また、すでに地域で子どもの支援を行っている団体等の活動がうまく周知されていないことで、活動への支援に関心のある市民・企業等とのつながりが持てない状況があります。

このため、市民や市内の企業等に対し、子どもの貧困について理解を深めていくための啓発活動を行います。

[具体的な取組]

- ①講演会の開催などによる意識啓発
- ②民間企業への啓発（支援団体への人的・経済的支援等）
- ③支援機関や民間企業の子どもの貧困に関する支援活動の周知

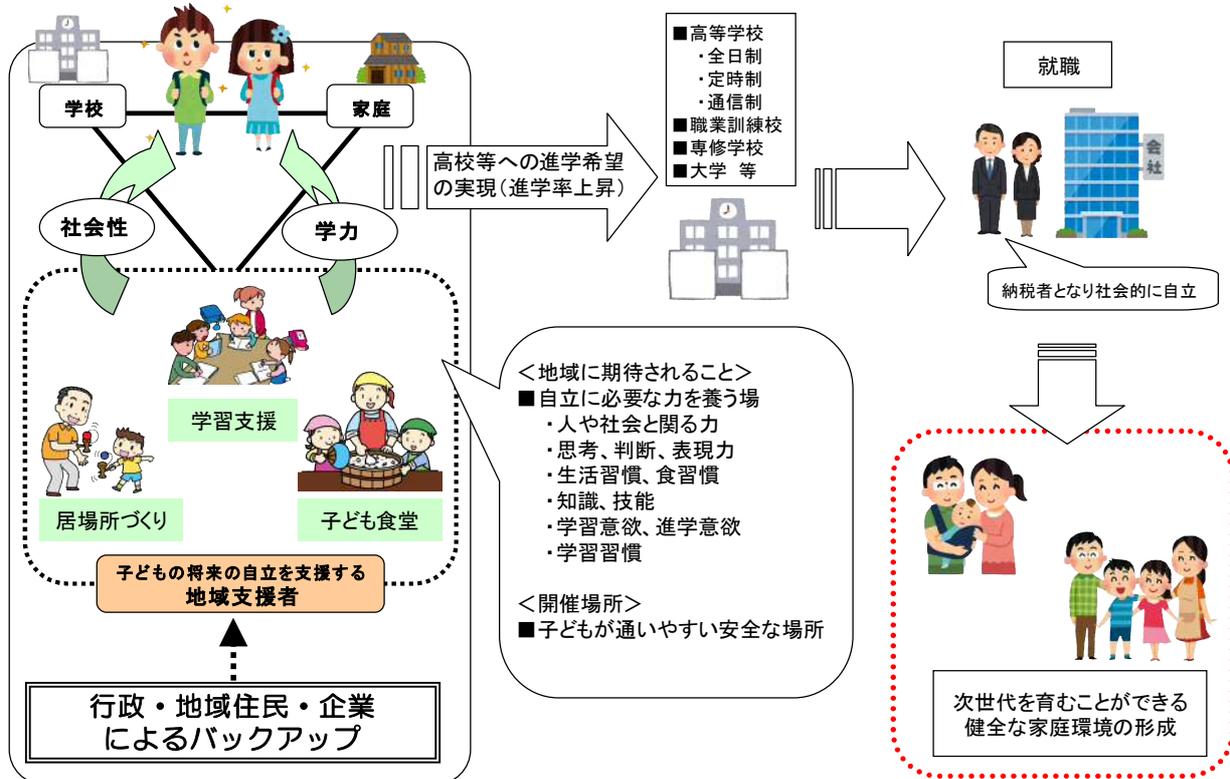
「地域で子どもを支える」体系図

柱立て	事業	具体的な取組
【1】 連携を強化 する	(1) 行政、地域支援者、学校等の連携体制 の構築	支援コーディネーターの配置
		連絡会議の開催
	(2) 地域の支援機関と学校等が連携を図り やすい仕組みづくり	支援団体等との情報共有についてのルール 作り
		支援団体に関するデータベースの提供
	(3) ひとり親家庭等に対する社会資源の周 知	民生委員・児童委員等の地域支援者への学 習支援や居場所づくりなどの周知
		ひとり親家庭等支援団体と連携した地域の支 援活動の対象家庭への周知
【2】 支援機関を 増やす	(1) 地域で子どもを支援する人材の確保・ 育成	ボランティア等のスタッフ確保のための情報 発信
		学生ボランティア、教員OBボランティアの活 用
		地域の支援者に対する子どもの貧困問題の 研修の実施
		支援機関の運営者、ボランティアスタッフへの スキルアップ研修の実施
	(2) 生活・学習支援機関の立ち上げ・運営 支援	学習支援や居場所づくり等の立ち上げに関す るマニュアル整備
		国や民間の助成事業の情報提供
		地域の活動に対する運営経費等の助成制度 の検討
		支援団体への援助を希望する民間企業等に 対する団体情報の提供
【3】 理解者を増 やす	(1) 子どもの貧困対策の推進に向けた機 運醸成	講演会の開催などによる意識啓発
		民間企業への啓発(支援団体への人的・経済 的支援等)
		支援機関や民間企業の子どもの貧困に関す る支援活動の周知

3 プロジェクトにより実現される子どもの自立

本プロジェクトの実施により、「地域で子どもを支える」支援体制が確立されれば、支援を必要とする子どもの「学力」や「社会性」が向上し、将来自立した若者に成長することが期待されます（図7）。

（図7）体制の整備により実現する自立のイメージ



資料編

1 浜松市子どもの生活実態調査結果

(1) 子どものいる世帯の現状

調査 A : 全体調査

① 回答者の属性について

ア 回答者の居住区

回答者の居住区と、15歳以下人口の区別の人口比とはほぼ一致しており、回答者の区の偏りは少ないと言えます。

(表1) 回答者の居住区別分布

No	区	回答世帯数	回答者の割合	15歳以下人口 (H28.10)	ポイント差
1	中区	644	26.9%	28.0%	△1.1
2	東区	390	16.3%	17.2%	△0.9
3	西区	435	18.1%	14.8%	3.3
4	南区	304	12.7%	12.5%	0.2
5	北区	256	10.7%	11.5%	△0.8
6	浜北区	313	13.1%	13.8%	△0.7
7	天竜区	52	2.2%	2.2%	0.0
計		2,394	100.0%	100.0%	0.0

※区不明の11件除く

イ 保護者の年齢

(表2) 小学5年生の保護者の年齢分布

No.	年齢区分	母親	父親
1	25～29歳	0.3%	0.3%
2	30～34歳	6.0%	2.6%
3	35～39歳	27.8%	18.8%
4	40～44歳	45.7%	44.1%
5	45～49歳	18.4%	25.7%
6	50～54歳	1.6%	6.5%
7	55～59歳	0.2%	1.7%
8	60歳以上	0.0%	0.3%
計		100.0%	100.0%

(表3) 中学2年生の保護者の年齢分布

No.	年齢区分	母親	父親
1	25～29歳	0.1%	0.1%
2	30～34歳	2.0%	1.6%
3	35～39歳	15.8%	9.5%
4	40～44歳	43.9%	34.8%
5	45～49歳	30.0%	32.9%
6	50～54歳	7.3%	15.6%
7	55～59歳	0.9%	4.5%
8	60歳以上	0.0%	1.0%
計		100.0%	100.0%

ウ 世帯構成

(表4) 回答者の世帯構成

項目	回答者の割合
ひとり親と子どものみの世帯	6.6%
祖父母同居世帯（ひとり親世帯含む）	24.7%
上記以外の世帯	68.7%
計	100.0%

※平均人数（世帯あたり） 4.5人

エ 世帯全員の年間収入・所得

回答者は、小学5年生又は中学2年生の保護者であるため、全国値（H27 国民生活基礎調査）と比較すると、中間層（年間収入・所得 400～799万円）の世帯が多く、低収入・所得、高収入・所得の世帯が少ない傾向にあります（図1）。

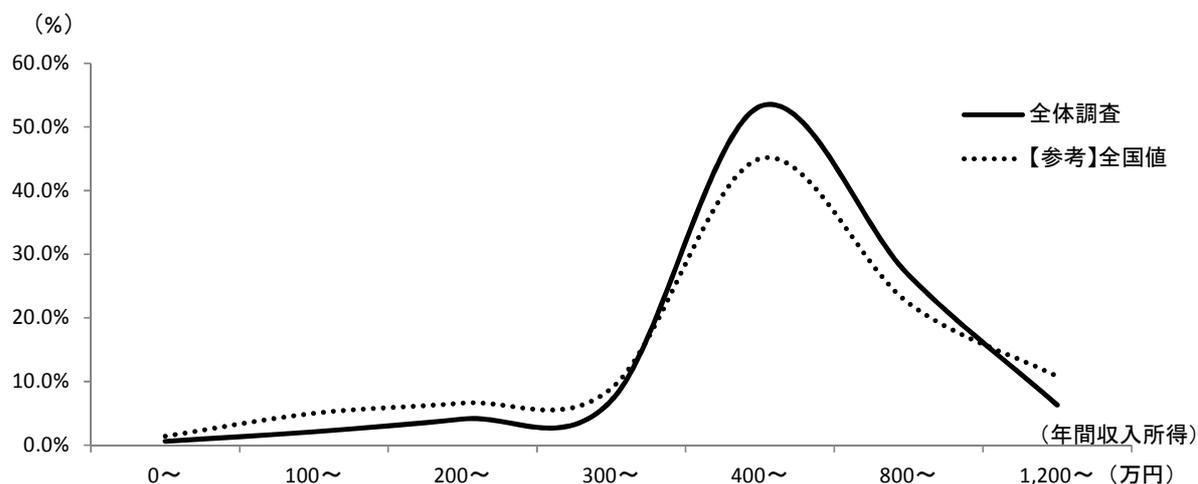
(表5) 世帯全員の年間収入・所得の分布

No	年間収入・所得	回答者の割合	18歳未満児世帯の割合 (H27 国民生活基礎調査)
1	0～99万円	0.6%	1.4%
2	100～199万円	2.1%	5.0%
3	200～299万円	4.1%	6.6%
4	300～399万円	7.0%	8.9%
5	400～799万円	53.2%	45.0%
6	800～1,199万円	26.7%	22.3%
7	1,200万円以上	6.3%	10.8%
	計	100.0%	100.0%

※アンケートの平均収入・所得 689.1万円

※H27 国民生活基礎調査 18歳未満の児童のいる世帯 712.9万円

(図1) 世帯全員の年間収入・所得の分布（縦軸が比率、横軸が年間収入・所得区分）



調査B：ひとり親家庭調査

① 回答者の属性について

ア 回答者の居住区

回答者の居住区比率と、国勢調査（H22）の比率を比べると、中区、南区の回答者比率が高く、浜北区、東区、北区の回答者比率が低くなっています。

（表6）回答者の居住区別分布

No	区	回答世帯数	回答者の割合	ひとり親世帯 区別比率 (H22 国勢調査)	ポイント差
1	中区	190	41.1%	36.3%	4.8
2	東区	63	13.7%	16.8%	△3.1
3	西区	54	11.7%	10.9%	0.8
4	南区	93	20.2%	15.4%	4.8
5	北区	29	6.3%	9.2%	△2.9
6	浜北区	21	4.6%	9.4%	△4.8
7	天竜区	11	2.4%	2.0%	0.4
計		461	100.0%	100.0%	0.0

※区不明の3件除く

イ 保護者の年齢

（表7）保護者の年齢分布

No.	年齢区分	母親	父親
1	20～24歳	2.0%	0%
2	25～29歳	3.1%	0%
3	30～34歳	9.6%	0%
4	35～39歳	25.5%	6.6%
5	40～44歳	32.9%	26.7%
6	45～49歳	19.2%	20.0%
7	50～54歳	6.3%	20.0%
8	55歳以上	1.4%	26.7%
計		100.0%	100.0%

ウ 世帯構成

(表8) 回答者の世帯構成

項目	回答者の割合
ひとり親と子どもみの世帯	68.3%
祖父母同居世帯	22.4%
上記以外の世帯	9.3%
計	100.0%

※平均人数（世帯あたり） 3.1人

エ 世帯全員の年間収入・所得

回答者が、児童扶養手当受給資格世帯であるため、8割以上の世帯が年間収入・所得が400万円以下と回答しています（表9）。

また、調査Aと比較すると、経済的に困窮する世帯が多いことが分かります（図2）。

(表9) 世帯全員の年間収入・所得の分布

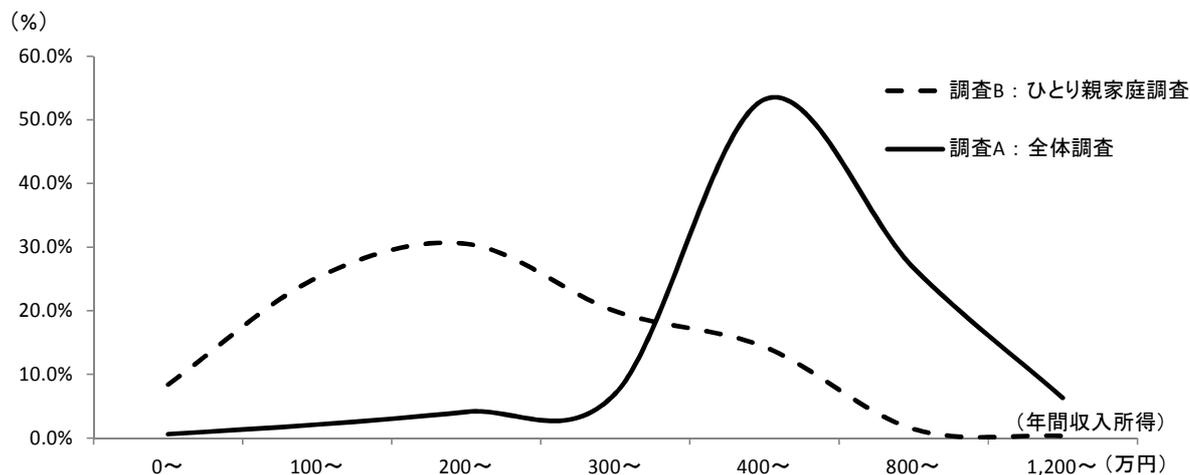
No	年間収入・所得	回答者の割合
1	0～99万円	8.4%
2	100～199万円	25.2%
3	200～299万円	30.5%
4	300～399万円	19.9%
5	400～799万円	14.3%
6	800～1,199万円	1.4%
7	1,200万円以上	0.3%
	計	100.0%

※アンケートの平均収入・所得 262.9万円

※H27 国民生活基礎調査 ひとり親世帯 275万円

(図2) ひとり親家庭の世帯全員の年間収入・所得の分布

(縦軸が比率、横軸が年間収入・所得区分)



(2) 所得に基づく群設定

調査Aの回答者の所得及び家族構成から、以下のように3群に分けました。

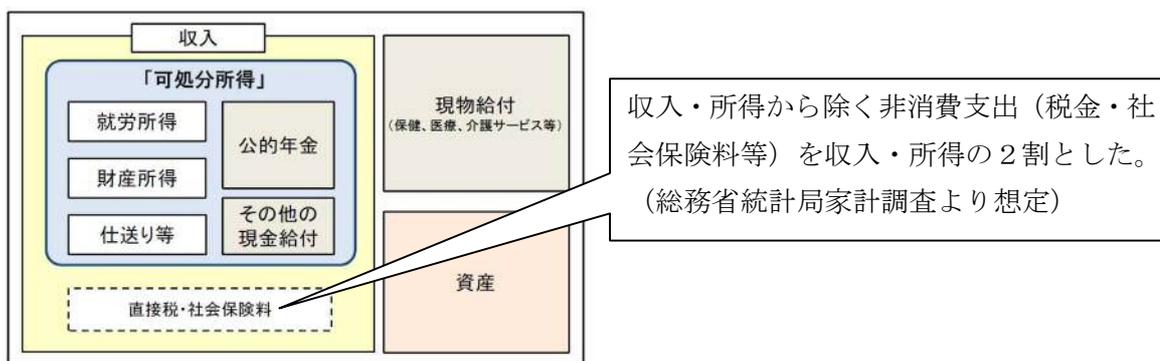
- ・生活困窮群 (困窮群) : 等価可処分所得^{*}が中央値の 1/2 以下
- ・生活困窮予備群 (予備群) : 等価可処分所得が中央値の 1/2 超から 3/4 以下
- ・一般群 (一般群) : 等価可処分所得が中央値の 3/4 超

^{*}世帯の所得等を「世帯人数の平方根」で除した値 (国民生活基礎調査の基準)

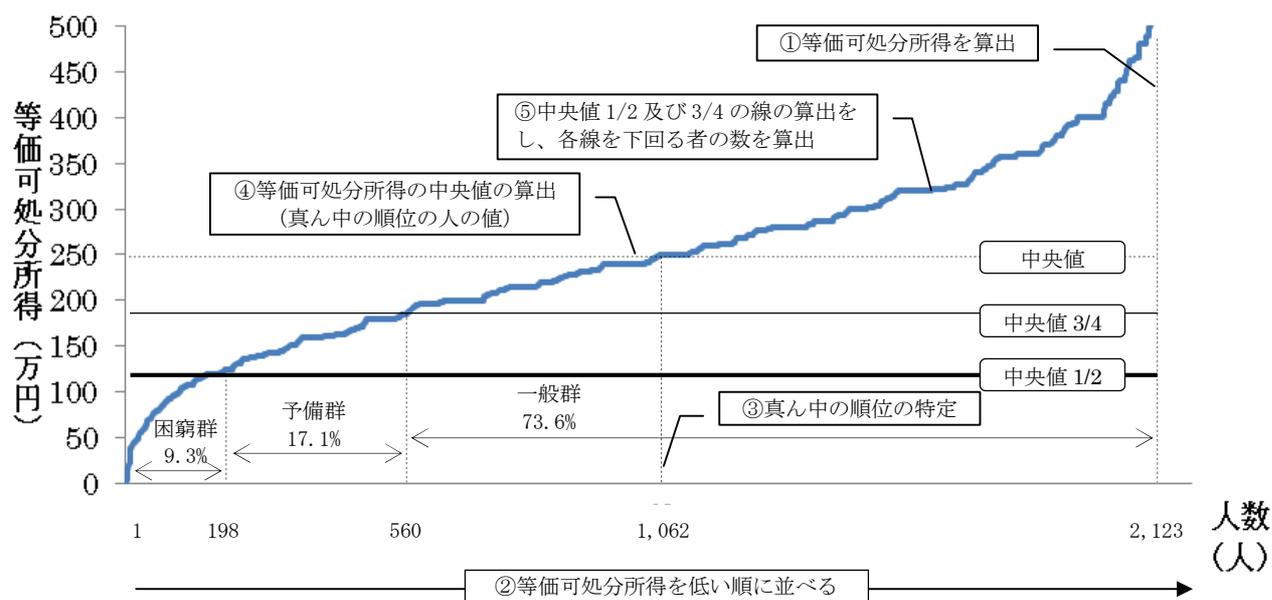
【参考】等価可処分所得の算出方法

- ① 世帯の収入・所得から税金・社会保険料等を除いた可処分所得 (図3) を算出し、これを世帯人員数の平方根で割った値 (等価可処分所得) を算出。
- ② ①で算出した等価可処分所得を順に並べ、真ん中の順位の人所得 (中央値) の半分の額を算出 (図4)。

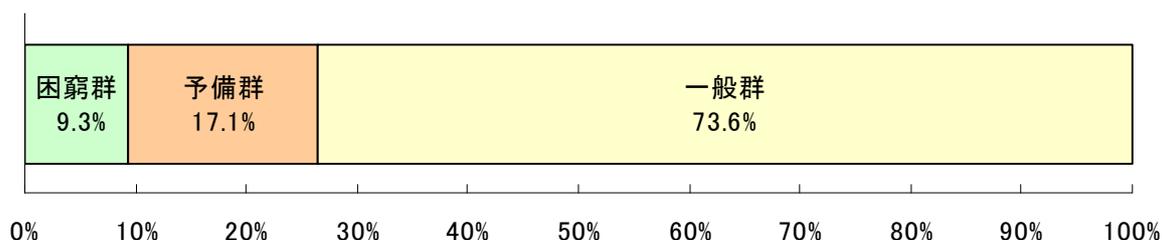
(図3) 可処分所得の考え方



(図4) 各群の分布状況



(図5) 各群の割合 (全体調査のうち有効回答者数 2,123 人)



また、調査Bの回答者は、児童扶養手当受給資格世帯であることから、調査Aの収入・所得の分布状況と比べ、収入・所得が低い世帯が大半を占めています(図2)。経済的な困窮状況が認められることから、調査Bの全回答者を「ひとり親群」とし、調査Aの3群と合わせて、4群とします。

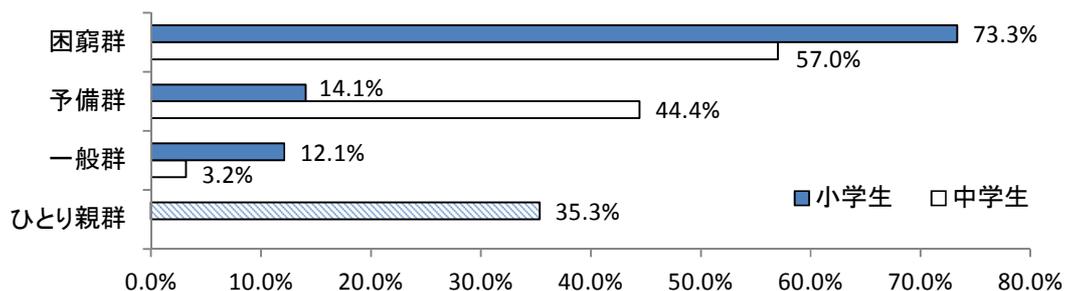
(3) 子どもの現状について

① 塾等の学校外の学習サービス利用状況について

塾、家庭教師、通信教育といった学校外の学習サービスの利用状況は、一般群では小学生の約9割が利用し、中学生では、ほとんどの世帯で何らかの学習サービスを利用しています。一方で、困窮群では、小学生の7割強、中学生の6割弱の子どもが利用していない状況が分かりました。また、予備群でも、中学生では4割強の世帯で学習サービスを利用しておらず、一般群との差が認められました(図6)。

経済的な困窮状況により、有償である学習サービスの利用状況に大きな差が出ていることが分かります。このことから、経済的な状況に関わらず利用できる学習支援など、子どもの学習機会の公平化を図る取組の必要性が認められます。

(図6) 塾、家庭教師、通信教育のいずれも利用していない子どもの割合



※ひとり親群は、小中学生の区分なし(以下同じ)

② 放課後の塾や習い事の利用状況

放課後、塾や習い事をしている子どもの割合は、午後7時以前の調査で、小学生では一般群・予備群が6～7割が利用しているのに対し、困窮群では36.7%まで利用割合が下がっています。また、午後7時以降の調査で、中学生で一般群の5割以上が利用しているのに対し、予備群では約4割、困窮群では約3割と経済的困窮が深刻であるほど、利用割合が低くなっています。

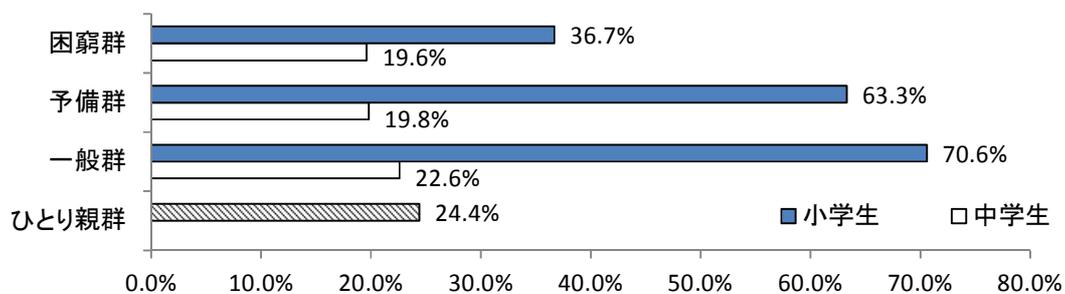
さらに、ひとり親群では、いずれの調査でも利用割合が約2割と低くなっています。

これらのことから、世帯の経済状況によって、子どもの塾・習い事の利用に差が生じていることが分かり、学校外での補習等による学力の向上や、習い事で得られる社会性（自己肯定感、達成感、他者との関わり方など）を習得する機会が少ない状況がうかがえます。

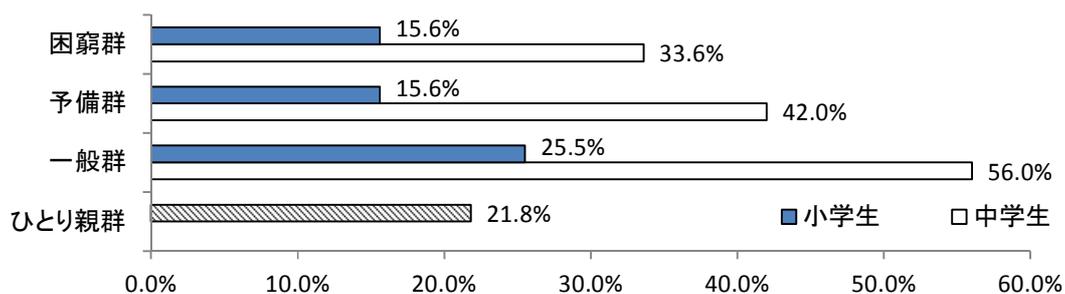
以上のことから、経済的な状況に関わらず、利用できる学習支援や社会性の習得ができる場の提供する取組の必要性が認められます。

(図7) 放課後、塾や習い事をしている子どもの割合

(午後7時以前)



(午後7時以降)



③ 子どもの非行や問題行動について

子どもの非行や問題行動に悩んでいる保護者は、小学生では、一般群が 1.8%であるのに対し、予備群 4.0%、困窮群 10.0%と、経済的に困窮する世帯ほど悩んでいる様子が伺えます。

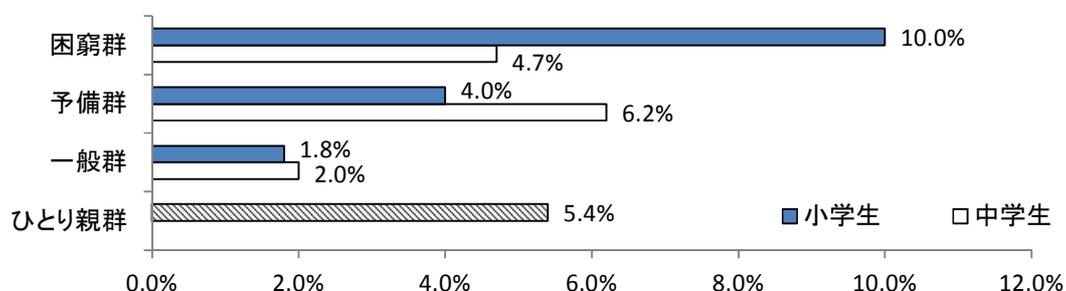
一方、中学生では、予備群が 6.2%と最も高く、困窮群の 4.7%を 1.5 ポイント上回っていますが、いずれも一般群の 2.0%と比べると高い割合となっています。

また、ひとり親群も 5.4%が悩んでいると回答しており、高い割合を示しています。

経済的困窮と子どもの非行や問題行動の悩みとの相関性の背景には、保護者の就業を優先せざるをえない経済状況や心身の疾患等により、保護者と子どもとが適切に関わる機会を持ちにくい状況があると推測されます。

このことから、問題を抱えた子どもが保護者以外の大人に見守られながら、良好な人間関係や自立に必要な社会性を身につけることができる環境が求められます。

(図 8) 現在、子どもの非行や問題行動で悩んでいる世帯の割合



④ 子どもの孤食について

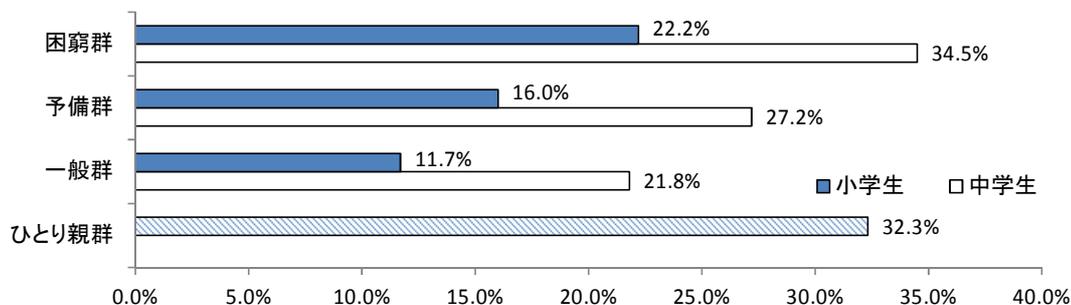
過去 1 か月のうち、子ども（たち）だけで夕食を食べたことがある世帯の割合は、小中学生ともに困窮群、予備群、一般群の順に高い結果となりました（図 9）。

また、ひとり親群も、困窮群とほぼ同じ割合となっています。

経済的困窮が深刻なほど比率が高まっていますが、一般群においても、小学生の約 1 割、中学生の約 2 割が、子どもだけで夕食を食べたことがあると回答しています。

このことから、「子ども食堂」支援対象者が各群に一定数いることが伺えます。

(図 9) 過去 1 か月のうち、子ども（たち）だけで夕食を食べたことがある世帯の割合



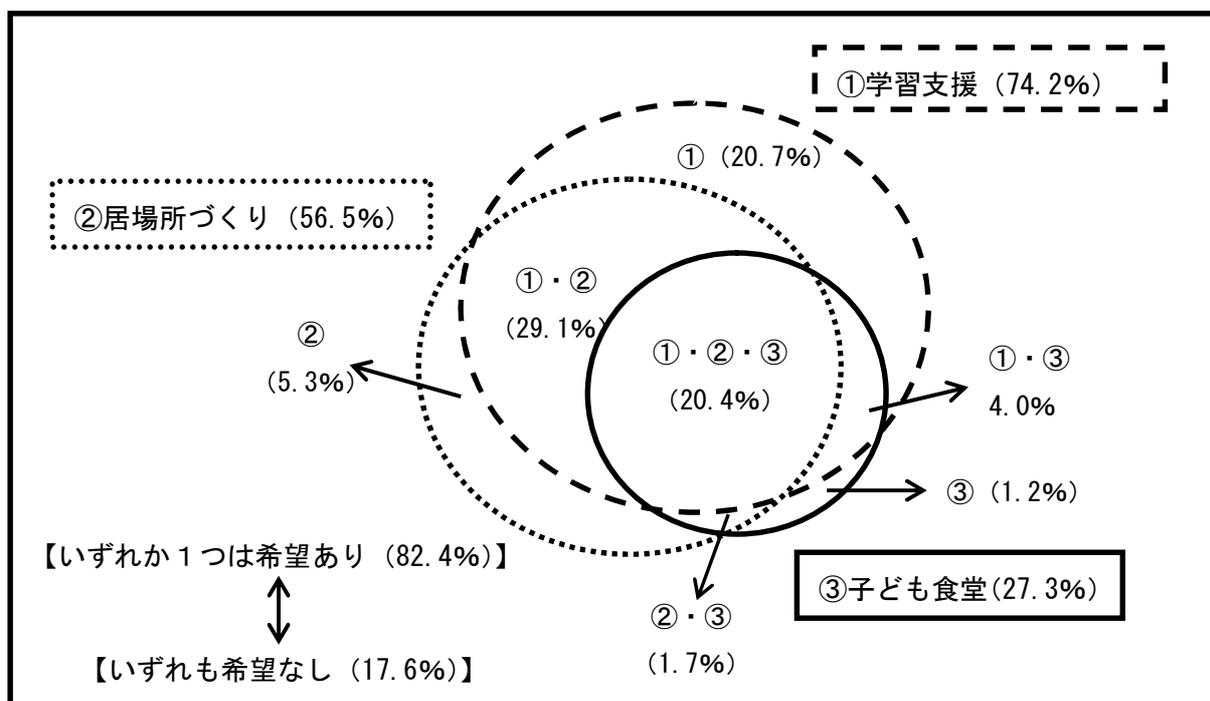
(4) 支援ニーズについて

① 学習支援、居場所づくり、子ども食堂のニーズ

下記の図10は、3つの支援（学習支援、居場所づくり、子ども食堂）の利用希望を示したものです。学習支援を例にあげると、学習支援のみの利用希望は20.7%ですが、居場所づくりと両方の希望は29.1%、3つの支援の利用希望が20.4%となっています。

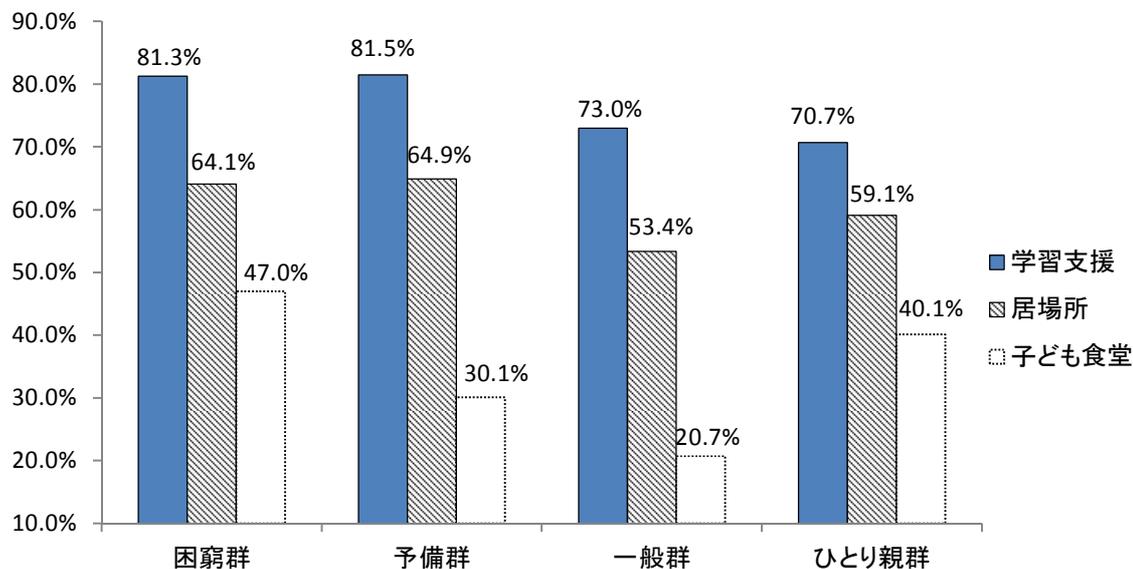
このことから、組み合わせた支援のニーズが高いことがわかります。

(図10) 学習支援、居場所づくり、子ども食堂の利用希望



※学習支援を希望する人の割合は破線、居場所づくりを希望する人の割合は点線、子ども食堂を希望する人の割合は実線としています。また、無回答者は「希望なし」として扱っています。

(図11) 群ごとの利用ニーズ



② 学習支援のニーズ詳細

(表 10-1) 学習支援の開催頻度の希望状況

全体調査

小学生	平日に1~2回	平日すべて	土日に1回	月に1~2回	長期休み	無回答
困窮群	64.8%	14.1%	21.1%	11.3%	43.7%	1.4%
予備群	71.8%	7.4%	15.3%	8.6%	36.2%	0.0%
一般群	70.5%	6.2%	13.5%	8.5%	47.6%	0.5%
中学生	平日に1~2回	平日すべて	土日に1回	月に1~2回	長期休み	無回答
困窮群	57.3%	15.7%	27.0%	9.0%	34.8%	1.1%
予備群	56.5%	13.7%	26.0%	11.5%	50.4%	0.0%
一般群	64.1%	7.8%	20.7%	10.2%	48.2%	0.2%

ひとり親家庭調査

ひとり親群	平日に1~2回	平日すべて	土日に1回	月に1~2回	長期休み	無回答
	62.5%	14.0%	20.7%	10.1%	43.0%	0.9%

(表 10-2) 利用料金（1回2時間）の希望状況

全体調査

小学生	最多希望金額	平均希望金額
困窮群	1,000円(32.3%)	838.8円
予備群	500円(39.0%)	760.1円
一般群	500円(35.9%)	851.6円
中学生	最多希望金額	平均希望金額
困窮群	1,000円(40.5%)	1080.4円
予備群	1,000円(29.6%)	1124.4円
一般群	1,000円(39.2%)	1254.3円

ひとり親家庭調査

ひとり親群	最多希望金額	平均希望金額
	500円(32.0%)	996.5円

(表 10-3) 開催場所の希望状況

全体調査

小学生	民家などの家庭的な場所	協働センターなどの公共施設	自分か家族が送り迎えできる場所ならどこでもよい	その他	無回答
困窮群	19.7%	62.0%	42.3%	0.2%	2.8%
予備群	17.2%	63.8%	41.7%	6.1%	60.0%
一般群	14.5%	63.8%	45.5%	7.3%	10.0%
中学生	民家などの家庭的な場所	協働センターなどの公共施設	自分か家族が送り迎えできる場所ならどこでもよい	その他	無回答
困窮群	25.8%	62.9%	46.1%	5.6%	3.4%
予備群	19.1%	63.4%	50.4%	6.1%	0.0%
一般群	13.9%	66.6%	42.1%	7.0%	1.1%

ひとり親家庭調査

ひとり親群	民家などの家庭的な場所	協働センターなどの公共施設	自分か家族が送り迎えできる場所ならどこでもよい	その他	無回答
	16.2%	62.5%	47.6%	7.9%	1.8%

(表 10-4) 利用するにあたって困ること

全体調査

小学生	なし	利用金額	送迎	その他	無回答
困窮群	9.9%	67.6%	57.7%	2.8%	2.8%
予備群	20.2%	60.7%	44.2%	3.1%	1.8%
一般群	24.0%	47.8%	52.5%	3.1%	2.6%
中学生	なし	利用金額	送迎	その他	無回答
困窮群	10.1%	71.9%	58.4%	5.6%	2.2%
予備群	22.9%	58.8%	46.6%	3.8%	1.5%
一般群	23.7%	47.8%	48.8%	4.9%	3.2%

ひとり親家庭調査

ひとり親群	なし	利用金額	送迎	その他	無回答
	11.0%	66.8%	57.9%	3.4%	2.7%

③ 居場所づくりのニーズ詳細

(表 11-1) 居場所づくりの開催頻度の希望状況

全体調査

小学生	平日に1~2回	平日すべて	土日に1回	月に1~2回	長期休み	無回答
困窮群	25.8%	4.8%	25.8%	25.8%	54.8%	1.6%
予備群	32.2%	3.5%	15.4%	33.6%	54.5%	0.0%
一般群	30.0%	4.3%	10.9%	30.8%	62.0%	0.2%
中学生	平日に1~2回	平日すべて	土日に1回	月に1~2回	長期休み	無回答
困窮群	14.1%	4.7%	17.2%	37.5%	42.2%	1.6%
予備群	9.8%	3.3%	13.0%	42.4%	58.7%	0.0%
一般群	14.3%	1.0%	14.0%	39.8%	62.1%	0.3%

ひとり親家庭調査

ひとり親群	平日に1~2回	平日すべて	土日に1回	月に1~2回	長期休み	無回答
	28.1%	11.7%	20.8%	25.9%	48.5%	1.1%

(表 11-2) 利用料金（1回2時間）の希望状況

全体調査

小学生	最多希望金額	平均希望金額
困窮群	500円(42.6%)	492.6円
予備群	500円(37.3%)	490.3円
一般群	500円(44.9%)	517.5円
中学生	最多希望金額	平均希望金額
困窮群	500円(52.5%)	750.8円
予備群	500円(39.3%)	613.5円
一般群	500円(46.3%)	739.8円

ひとり親家庭調査

ひとり親群	最多希望金額	平均希望金額
	500円(47.7%)	592.6円

(表 11-3) 開催場所の希望状況

全体調査

小学生	民家などの家庭的な場所	協働センターなどの公共施設	自分か家族が送り迎えできる場所ならどこでもよい	その他	無回答
困窮群	17.7%	64.5%	37.1%	1.6%	3.2%
予備群	16.1%	69.9%	41.3%	8.4%	0.0%
一般群	14.0%	70.0%	39.9%	6.8%	0.8%
中学生	民家などの家庭的な場所	協働センターなどの公共施設	自分か家族が送り迎えできる場所ならどこでもよい	その他	無回答
困窮群	23.4%	70.3%	37.5%	3.1%	1.6%
予備群	12.0%	64.1%	39.1%	2.2%	6.5%
一般群	15.0%	74.5%	33.1%	6.7%	0.3%

ひとり親家庭調査

ひとり親群	民家などの家庭的な場所	協働センターなどの公共施設	自分か家族が送り迎えできる場所ならどこでもよい	その他	無回答
	19.3%	69.0%	45.6%	6.9%	2.6%

(表 11-4) 利用するにあたって困ること

全体調査

小学生	なし	利用金額	送迎	その他	無回答
困窮群	9.7%	56.5%	56.5%	4.8%	2.2%
予備群	19.6%	55.9%	55.2%	4.9%	0.0%
一般群	24.6%	39.3%	55.8%	4.7%	2.3%
中学生	なし	利用金額	送迎	その他	無回答
困窮群	12.5%	67.2%	59.4%	3.1%	3.1%
予備群	22.8%	44.6%	53.3%	4.3%	4.3%
一般群	22.0%	43.0%	53.5%	7.0%	2.9%

ひとり親家庭調査

ひとり親群	なし	利用金額	送迎	その他	無回答
	12.8%	63.9%	55.1%	2.9%	2.9%

④ 子ども食堂のニーズ詳細

(表 12-1) 子ども食堂の開催頻度の希望状況

全体調査

小学生	平日に1~2回	平日すべて	土日に1回	月に1~2回	長期休み	無回答
困窮群	25.0%	7.5%	22.5%	40.0%	32.5%	5.0%
予備群	33.9%	0.0%	12.9%	43.5%	41.9%	1.6%
一般群	35.6%	4.6%	13.8%	44.8%	36.2%	0.0%
中学生	平日に1~2回	平日すべて	土日に1回	月に1~2回	長期休み	無回答
困窮群	19.2%	15.4%	11.5%	44.2%	21.2%	5.8%
予備群	23.4%	6.4%	23.4%	27.7%	44.7%	0.0%
一般群	25.0%	5.4%	9.5%	38.5%	43.9%	0.0%

ひとり親家庭調査

ひとり親群	平日に1~2回	平日すべて	土日に1回	月に1~2回	長期休み	無回答
	41.4%	11.3%	16.7%	30.1%	33.9%	0.5%

(表 12-2) 利用料金（1回2時間）の希望状況

全体調査

小学生	子ども1人当り		保護者1人当り	
	最多希望金額	平均希望金額	最多希望金額	平均希望金額
困窮群	300円(39.5%)	343.8円	500円(44.4%)	420.7円
予備群	300円(42.6%)	341.1円	500円(47.4%)	444.3円
一般群	500円(36.1%)	373.6円	500円(45.0%)	481.7円
中学生	子ども1人当り		保護者1人当り	
	最多希望金額	平均希望金額	最多希望金額	平均希望金額
困窮群	500円(40.4%)	365.7円	500円(43.2%)	451.7円
予備群	300円(34.1%)	451.4円	500円(35.7%)	561.8円
一般群	500円(36.7%)	436.7円	500円(46.0%)	510.3円

ひとり親家庭調査

ひとり親群	子ども1人当り		保護者1人当り	
	最多希望金額	平均希望金額	最多希望金額	平均希望金額
	500円(26.4%)	333.6円	500円(37.8%)	413.0円

(表 12-3) 開催場所の希望状況

全体調査

小学生	民家などの家庭的な場所	協働センターなどの公共施設	自分か家族が送り迎えできる場所ならどこでもよい	その他	無回答
困窮群	35.0%	42.5%	47.5%	2.5%	2.5%
予備群	30.6%	50.0%	58.1%	1.6%	1.6%
一般群	28.7%	44.3%	56.9%	5.2%	0.0%
中学生	民家などの家庭的な場所	協働センターなどの公共施設	自分か家族が送り迎えできる場所ならどこでもよい	その他	無回答
困窮群	40.4%	40.4%	48.1%	5.8%	3.8%
予備群	17.0%	46.8%	57.4%	0.0%	2.1%
一般群	33.8%	53.4%	35.8%	10.1%	0.0%

ひとり親家庭調査

ひとり親群	民家などの家庭的な場所	協働センターなどの公共施設	自分か家族が送り迎えできる場所ならどこでもよい	その他	無回答
	31.7%	54.3%	50.0%	6.5%	2.2%

(表 12-4) 利用するにあたって困ること

全体調査

小学生	なし	利用金額	子どものアレルギー	衛生面	送迎	その他	無回答
困窮群	10.0%	70.0%	7.5%	32.5%	52.5%	0.0%	2.5%
予備群	17.7%	50.0%	1.6%	43.5%	33.9%	3.2%	1.6%
一般群	12.1%	45.4%	5.7%	46.0%	47.7%	1.7%	0.6%
中学生	なし	利用金額	子どものアレルギー	衛生面	送迎	その他	無回答
困窮群	9.6%	55.8%	0.0%	34.6%	53.8%	0.0%	5.8%
予備群	25.5%	42.6%	8.5%	38.3%	38.3%	2.1%	0.0%
一般群	24.3%	38.5%	4.1%	33.8%	48.0%	2.7%	0.7%

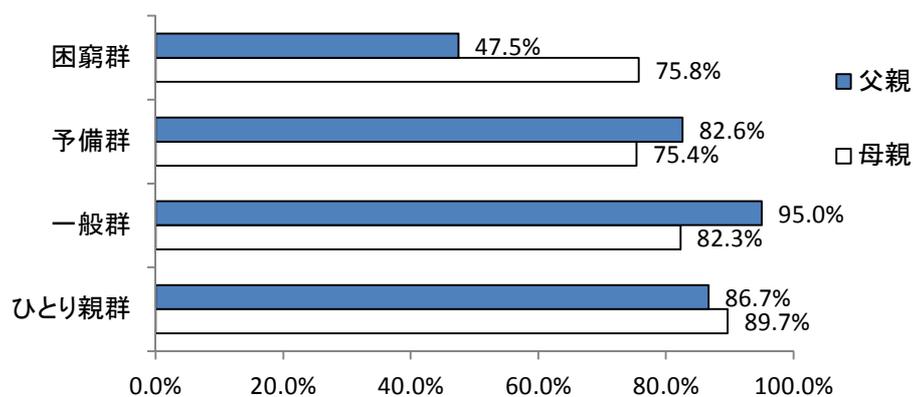
ひとり親家庭調査

ひとり親群	なし	利用金額	子どものアレルギー	衛生面	送迎	その他	無回答
	10.8%	59.1%	9.7%	38.7%	48.9%	3.2%	2.7%

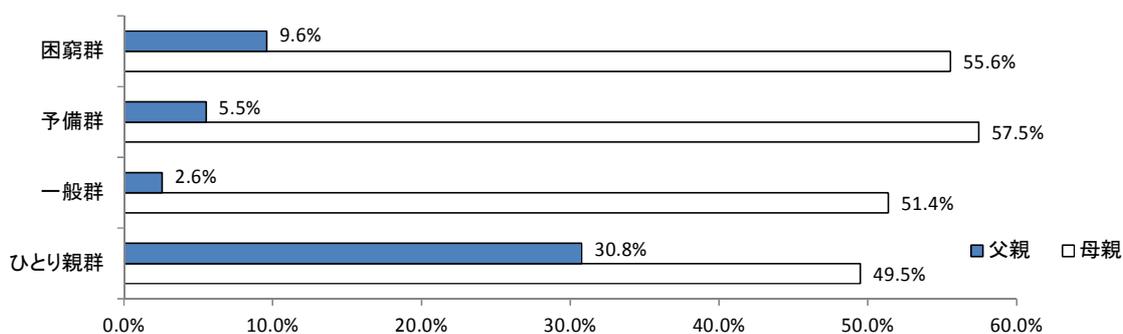
(5) その他調査結果

① 親の就労について

(図 12) 仕事をしている保護者の割合



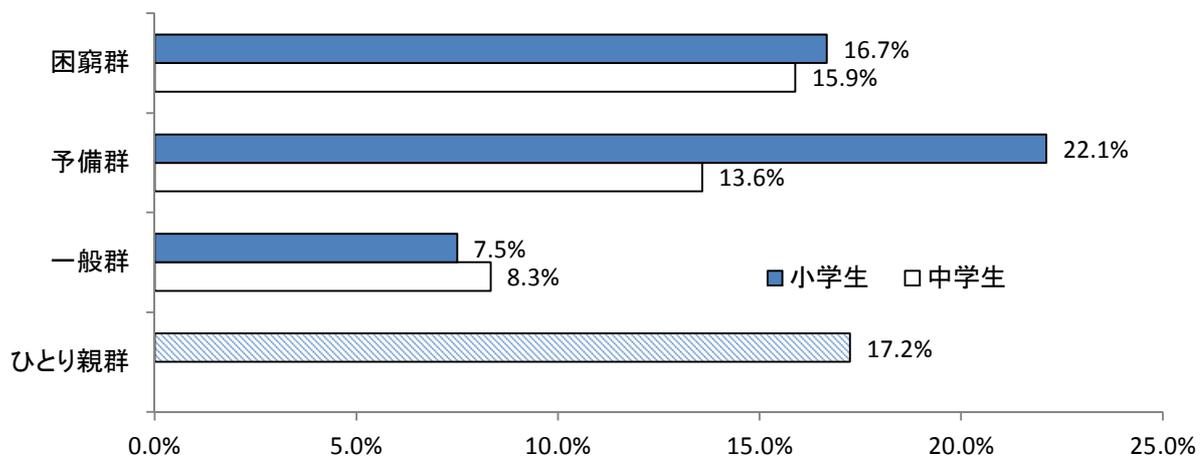
(図 13) (図 12) のうち、非正規雇用の割合



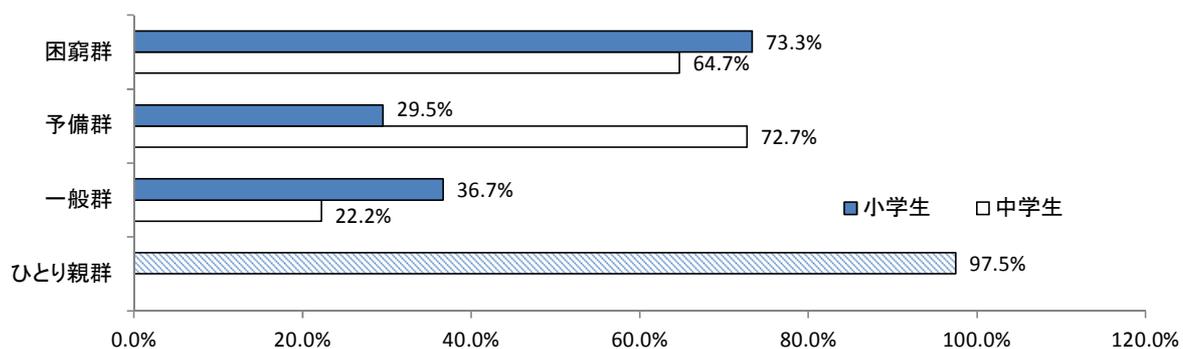
※回答者の声：一番困るのは、病気になったり、働けなくなった時の支援がないことだ。

② 教育について

(図 14) 子どもを進学(大学・専門学校等)させたいが、現実には就職すると回答した割合



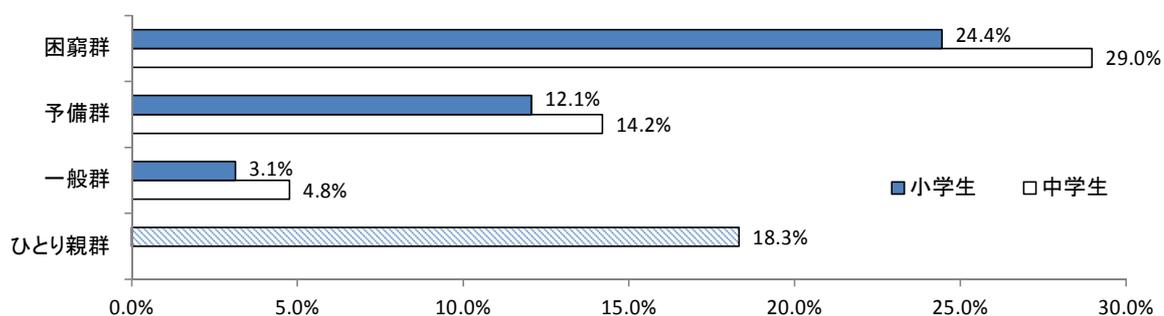
(図 15) (図 14) のうち、経済的理由と回答した割合



※回答者の声：高校生の子どもは4年制大学を希望だが、国公立が無理なら私大になり、費用が掛かり過ぎて払えないため断念せざるをえない。

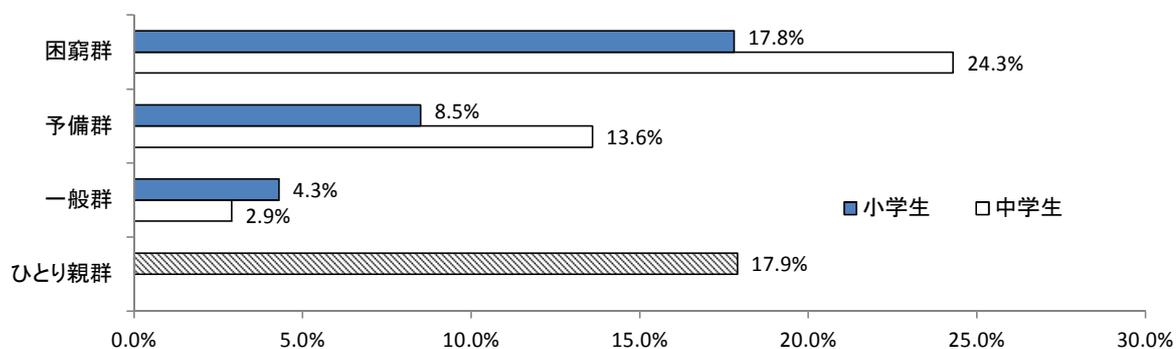
③ 経済の側面について

(図 16) 学校関係の費用（給食費等）や生活費（水道光熱費等）のいずれかが過去1年間に支払えなかった世帯の割合



※回答者の声：学校で必要な物（制服等）のリサイクルする仕組みが欲しい（多数）。

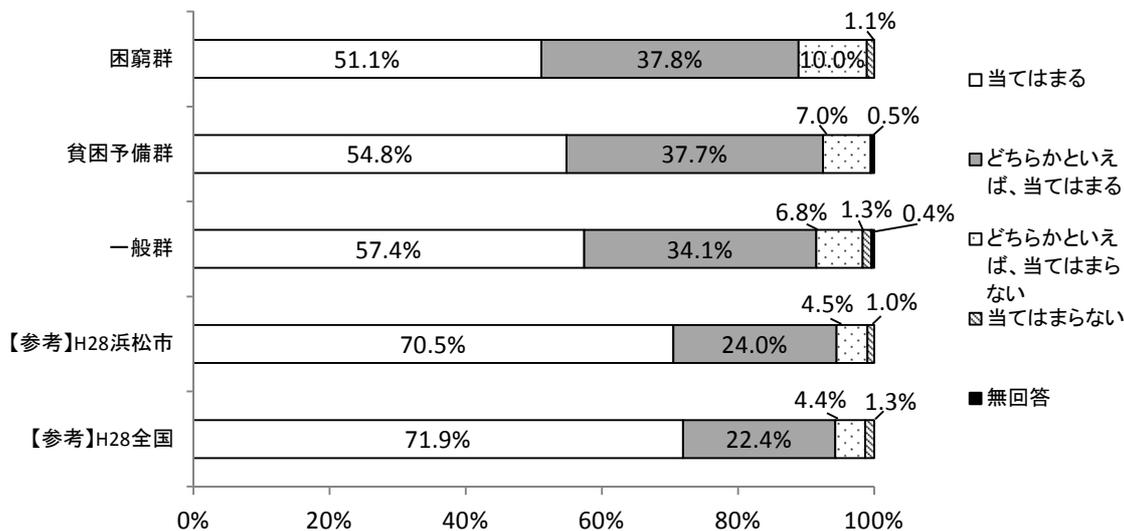
(図 17) 現在、貯金が5万以上ないことで悩んでいる世帯の割合



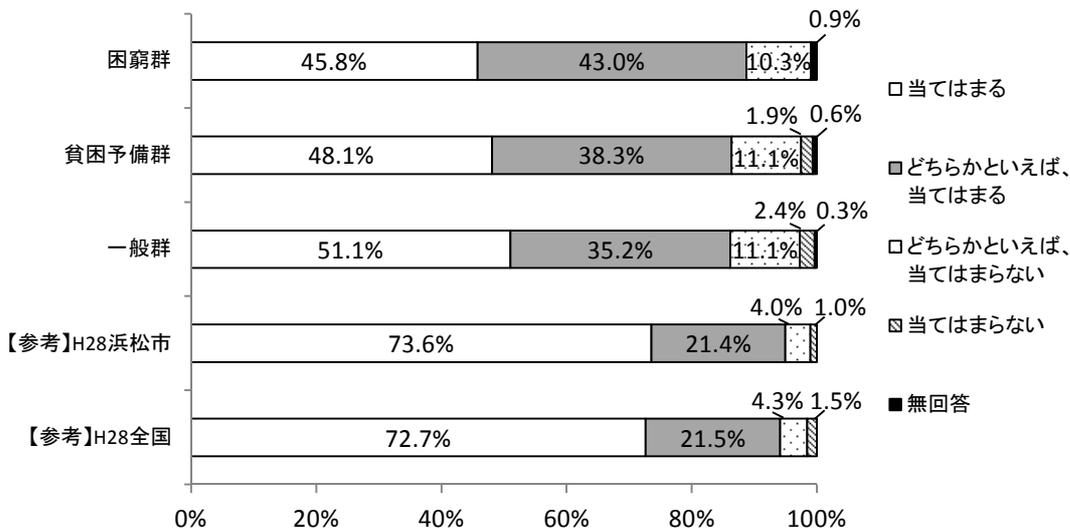
④ 自己肯定感の側面について

(図 18) ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがあると回答した割合

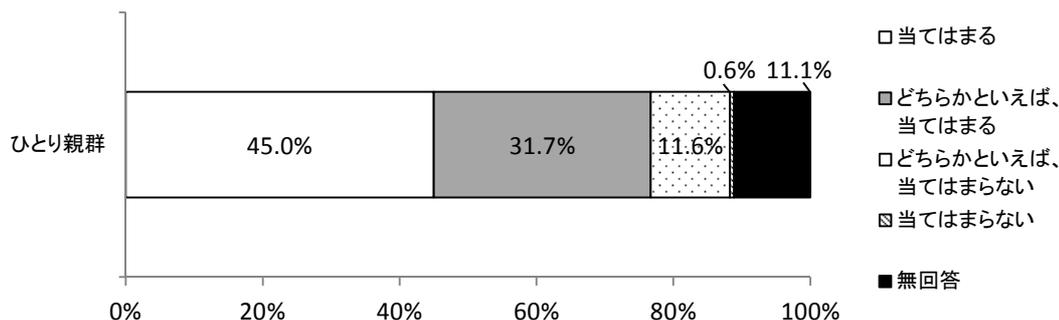
小学生



中学生

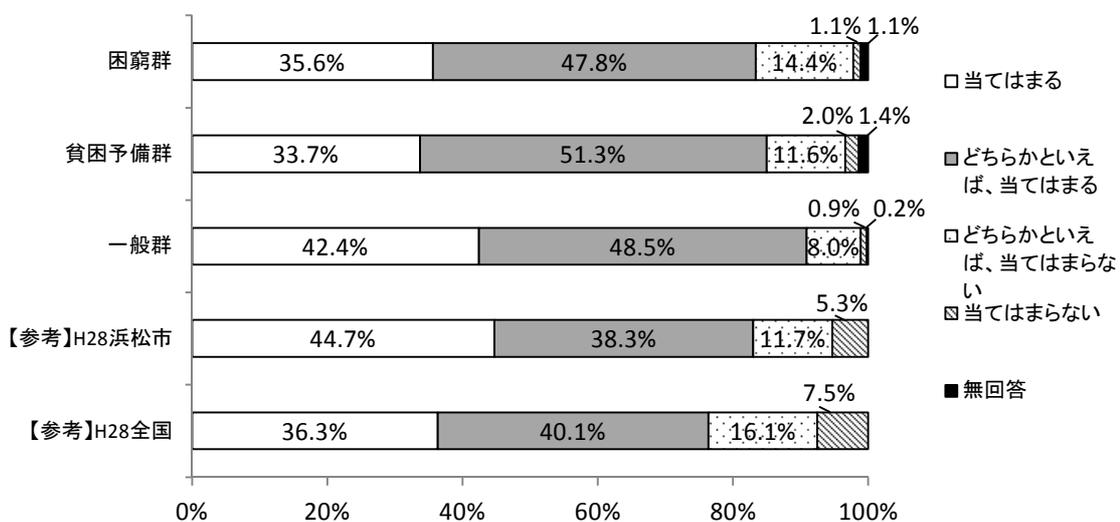


※【参考】は、平成 28 年度、教育委員会が小学 6 年生又は中学 3 年生の子ども本人に対し実施したアンケート結果の数値。

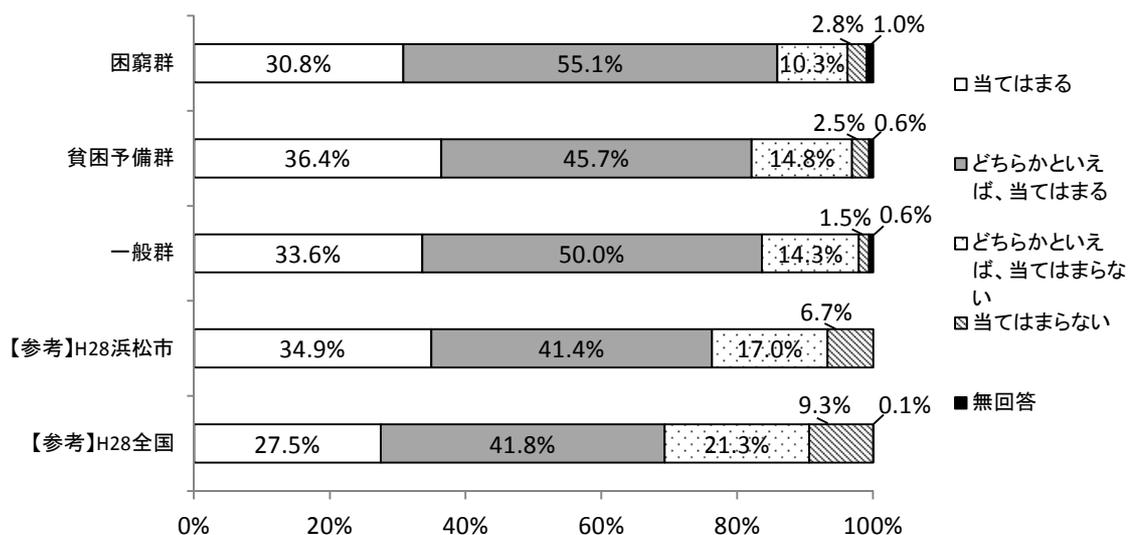


(図 19) 子ども自身は、自分によいところがあると思っていると回答した割合

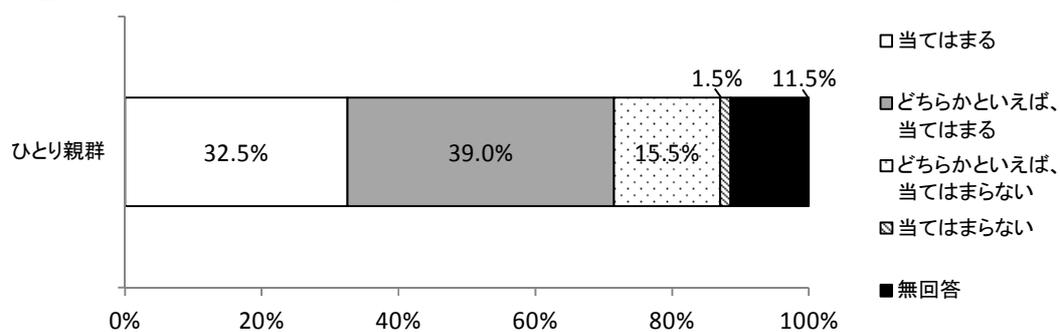
小学生



中学生



※【参考】は、平成 28 年度、教育委員会が小学 6 年生又は中学 3 年生の子ども本人に対し実施したアンケート結果の数値。



【全体調査】子どもの生活実態調査の自由意見（抜粋）

意見種別	意見内容
学習支援	<p>中学・高校と勉強が難しくなるので、低料金で勉強を教えてもらおう場所ができたらすぐにでも通わせてあげたい。学校の授業だけでは勉強が置いていかれてしまいそうです。（公会堂とか近くの場所で）</p>
	<p>子どもの勉強を見てあげたくてもなかなか時間もありませんし、何より上手く教えてあげることが出来ません。塾に通わせるにも金銭面と送迎の問題で難しいです。低料金の家庭教師のシステムがあれば利用したいです。</p>
	<p>夏休み等の長期休暇の時、子どもが1日勉強したり遊んだり出来る場所を作ってほしい。（小学校の様な所）</p>
	<p>地域の協働センターなどの一室を2時間程、学校おわりに開放してほしい。机と椅子があるだけでも助かる。隙間時間がどうしても生じる時がある。</p>
	<p>子どもをやる気にさせるのはやはり家庭です。親の困難は子どもに悪い影響を与えてしまいます。市は家庭環境が良好に保たれる取組をお願いしたいと思います。</p>
	<p>発達障害のある子どもに対して、一人ひとりに具体的な治療方法を継続的に指導してくれたり、相談できる支援。学校の学年相当の学習についていけなくても、本人に合った学習支援をしてくれる。そんな支援が欲しいです。</p>
	<p>気軽に子どもの事を相談できる場があるといいです。すでにあるのかも知れませんが。プライバシーが守られて、匿名で話すことが出来る場所。</p>
	<p>子どもを教える大人のモラルや恥を再度勉強する場はありませんか？今は子どもを育てる大人に支援があっても良いと思います。</p>
教育費	<p>私立高校への金額が高すぎる。公立とは別の援助があると受験しやすい。</p>
	<p>現在、児童手当を頂いており大変助かってはおりますが、本格的に費用がかかるのは中学～高校で高校生になってからも何らかの形で支援して頂けると助かります。</p>
	<p>部活やサークルに入るとお金が非常にかかるので、金銭的な援助が欲しいです。</p>
	<p>大きくなるにつれて色々とお金が増えると思うので子どもに対しての支援金とか助成金とかもう少し手厚く多くの金額が出れば少子化にもつながると思います。体操服、制服を揃えるのも多額のお金がかかります。高校卒業までは必要です。</p>
居場所づくり	<p>色々な友達に出会える場所が増えると良いかな。そこで皆で学習したり、遊んだり。夏休みは仕事で子どもたちだけで少しの時間留守番になるので、そういう時に利用したいと思う。</p>
	<p>子どもが気楽に相談できる所があると嬉しいです。</p>
	<p>自由に遊びに行ける、そこには信頼できる先生や大人がいてくれる場所があったらいいなと思う。その場所が学校だったら、子どもたちも行きなれてるし、安心感があると思います。</p>
	<p>学童保育のような場がもう少し広がると良い。（例えば小学校高学年の子の学習の場など）中学生で部活をしていない子（できない子）を集めて、スポーツ、学習の場があると良い。</p>

【全体調査】子どもの生活実態調査の自由意見（抜粋）

意見種別	意見内容
居場所づくり	親がいないお留守のお宅へ子どもたちだけで集まって遊ぶことは良くないと思います。協働センターなどをもっと活用すべきなのではないでしょうか。それにプラスしてボランティアの勉強のアドバイス等がセットだと言う事ないです。
	地域の公民館等、家の近所で学校帰りに友達や地域の高齢者とふれあえる新しい学童保育の場を考えていただきたいです。
	子どもの放課後の過ごし方について、地域のお店が無くなり大型ショッピングセンターへ友達と行く事が増え心配です。子どもだけでいける学校など安心して過ごせる場所で支援があると助かるとこのアンケートを記入していています。
	不登校児童への対応。居場所作り。学校だけではなく道（通学先）の提案。発達障害（軽度～）の理解。こういった親のサポート。
子ども食堂	市内にも子ども食堂があると最近知りました。このような取り組みをしている方に少しでもお手伝いが出来ればと感じました。今の所お手伝いする余裕がありませんが、自宅近くでそういう事があれば何かお手伝いしようと思います。
	地域のシルバー世代の方との交流（流しそうめん、竹で箸と入れ物を作った）に参加。とてもいい経験になりました。
地域の協力	学校と地域で協力して何か出来る事があればもっと地域愛が生まれる気がする。子どもにももっと関心を持ってもらいたいと思います。関わり方が自分にも足りないから余計にそう思います。
	お金も必要ですが、何よりこの先担う子どもたちの心を満たしてあげることが大切だと思います。物を与えるのではなく愛情を注いでいける世の中に。自分の子どもだけでなく地域の子とも一緒にしたいと思います。
子どもの送迎制度の周知	下校時間のパトロールなどあったら助かります（部活後の）。土日、仕事が多いので土日部活送迎があったらいいなあと思います。
	不審者情報が多くて心配。下校時のパトロールを増やすとか、スクールバス等で送迎とかあれば安心です。
	教育費やそれに伴う補助についての情報を分かりやすく発信してほしいです。

【ひとり親家庭調査】子どもの生活実態調査の自由意見（抜粋）

意見種別	意見内容
学習支援	学校以外の勉強支援の場（長期休みの時）
	学習支援に興味があり申し込みたいが、子どもが自分の足で行ける範囲にはなくいつも断念しています。近くにできたら利用したいと思っています。
	学校の勉強だけでついていけない。子どもに対してのフォローが少なすぎます。また、先生の負担が大きすぎると思いますので、外部の講師をいれるなど学校で出来ることを増やしていくと良いと思います。
	なかなか支援しづらい部分だとは思いますが、学習面に踏み込んで助けてあげて欲しいです。子どもの選択肢を少しでも増やしてあげたいし、いつかは恩返しとも思います。
	塾へ行くのが当たり前になっているが、塾へ行かせる余裕はない。学校の授業をちゃんと聞いてと言っても親の言うことは聞かないので、低額で勉強を教えて欲しい。
教育費	子どもが大学に行きたいと言っていますが、高校に行かせてあげるお金もありません。学校に行くお金や制服代等を支援していただけたらとても助かります。
	塾などは、両親がいる家庭は行けるけれどひとり親だと夏期冬期、受験に向けてのお金がかすごいかかる。塾の金額を一定にして少し市から援助してもらえると助かります。
	将来、高校や大学に進学させたいが公立でないと通わせることができない。大学では奨学金制度はあるが、就職後に子に借金を背負わせたくないで結局は大学進学をあきらめるしかないのかなと思ってしまう。
	教育のための助成などはあるが部活動の活動費に対してはない為部活動を続けていくのが苦しい。母子家庭でも続けさせてあげるには何らかの援助が必要だと思う。
居場所づくり	どのエリアにも同じような支援があってほしい。郊外だと子どもを預けるところが少なかったり放課後の過ごし方が限られてしまう。
	ひとり親家庭の子どもたちが悩んだ時に力になってくれる会、親に言えない気持ちを聞いてくれる場所があればいいと思います。
	保育園では、延長保育で19時をすぎても子どもを預かってもらえたのに、放課後児童会は18時厳守で、守れない場合は退会しなくてはなりません。急な残業は特に困ります。
	色々な経験をさせてやれていません。何かそういった機会を与えてやりたいです。
	色々な境遇で育った大人が、実の親のように親身に正しい感覚を教えてもらったり、助言を受けられるような場所や人が沢山あると貧困の連鎖を断てると思います。
	放課後児童会に入れな小学生の子どもを長期休みに預ってくれるような所がほしい。（夏休みの学習サポートなど）祖父母から長期預るのもしんどいと文句を言われる。
夕方や夜間に預ってもらえる所があれば良いと思う。	
自由に入出入りが出来る遊び場的なものと良い。	

【ひとり親家庭調査】子どもの生活実態調査の自由意見（抜粋）

意見種別	意見内容
子ども食堂	学習支援や子ども食堂を利用させていただいています。いつもボランティアの方達にお世話になりありがたいです。子どもも少しづつ慣れ、また、みなさんが優しくしてくれてうれしいようです。子どもの居場所としての活動を続けていてもらえたらと思います。
	週一回でいいので放課後児童会でそのまま夕食を食べさせて欲しい。また、夏休みのお弁当は負担なので給食室の設置など。
	食事に充てるお金が少ない。仕事が忙しく、手料理できず、さらにお金がかかり、また栄養が不安。給食お届けや食事のみ使える金券など食事を補助する制度が欲しい。
地域の協力	子供会や学校役員を免除してもらいたい。
	地域活動への参加は父親等が地元に着している家庭の子どもたちが参加しやすい状況になっています。（防災や自治会参加など）全ての子どもたちに情報提供ができ、参加しやすい自治体作りができると嬉しいです。
子どもの送迎制度の周知	子どもが特別支援学校の高等部へあがったとき、母子家庭でフルで仕事をしているため送迎が出来ません。一人での通学は困難です。スクールバスか通学の補助がつけれるように配慮してほしいです。
	現在支援をいただき、大変ありがたく思っております。しかし、こういった支援がある事を最近まで把握出来ないものがありました。積極的なアピールもお願いしたいです。
	親が病気の時に子どもの送迎や見守りなどの支援があると助かります。また、どのような支援があるのかどこに相談すればよいのかもっと分かりやすくして欲しいと思います。

2 関係機関、支援団体等へのヒアリング結果

市内の関係機関、NPO法人等の市民団体の支援状況・課題等について確認するため、各機関、団体へのヒアリングを実施し、地域の社会資源を把握しました。

(1) 地域の社会資源

市内で学習支援や居場所づくりなどの支援事業を実施又は実施検討の団体一覧 (H28.11 現在)

※網掛けの箇所は市が実施又は補助している事業です。

①学習支援

No.	運営団体種別	実施形態	区名	対象年齢	対象者	開催頻度
1	公益社団法人	市委託	中区	小4～中3	ひとり親家庭	週1回
2	公益社団法人	市委託	東区	小4～中3	ひとり親家庭	週1回
3	社会福祉法人	市委託	中区	中3	生活保護受給世帯・生活困窮世帯	週2回
4	社会福祉法人	市委託	中区	小4～中3	生活保護受給世帯・生活困窮世帯	週2回
5	社会福祉法人	市委託	東区	小4～中3	生活保護受給世帯・生活困窮世帯	週2回
6	地域支援組織	民間	東区	小、中学生	家庭で勉強しにくい児童(蒲地区)	長期休暇(夏、冬、春)に2～3日
7	地域支援組織	民間	東区	小4～中3	ひとり親家庭・生活困窮家庭(中ノ町地区)	長期休暇に4～5回
8	地域支援組織	民間	東区	小3～4	対象者しぼらず実施(積志地区)	夏季休暇に3～5日間
9	地域支援組織	民間	南区	小4～6	貧困世帯(新津地区)	長期休暇に2日間、月数回
10	学習支援団体	民間	中区	小6	上島小6年生	夏季休暇に7日間(3時間)
11	学習支援団体	民間	中区	中学、高校生	塾に通えない児童	月2回
12	女性団体	民間	南区	小、中学生	会員の互助による低額学習支援(実費負担有)(可美地区)	週1回
13	NPO法人	民間	中区隣接区	小、中、高	不登校、外国にルーツのある児童なども対象(派遣型で実施)	*H29.3まで週1回を基本
14	NPO法人	民間	中区	幼、小、中	外国につながる児童	平日:毎日+土曜:月数回
15	一般社団法人	民間	中区	小、中学生	支援が必要な家庭の児童(紹介制)	月数回

②子ども食堂・居場所づくり

No.	運営団体種別	実施形態	区名	対象年齢	対象者	開催頻度
1	NPO法人	市補助金	東区	大人～子ども	支援が必要な家庭を中心にだれでも	週1回
2	NPO法人	民間	中区	大人～子ども	支援が必要な家庭を中心にだれでも	*H29.3まで毎月第1月曜日(2.5時間)
3	その他	民間	中区	大人～子ども	支援が必要な家庭を中心にだれでも	*H29.3まで月1回

(2) 支援団体等へのヒアリング結果まとめ

① 現状の支援活動の取組内容等について

ア 支援対象者の家庭環境等について

- ・生活保護、就学援助の必要な家庭は保護者の疾病や生活の乱れ等複合的な問題が発生している
- ・児童虐待と貧困の関係は強そう。父が虐待していて離婚できない場合、児童扶養手当も受給できず経済的に問題がある
- ・ひとり親家庭は経済的に厳しい家庭が多い
- ・学習意欲は高いが経済的な問題で塾に行けない家庭がある
- ・定時制高校に通う子どもの約半数が貧困家庭である
- ・働くことで精いっぱい子どもの世話ができない家庭がある
- ・外国人の子どもは「日本語が分からないため授業についていけない」⇒「学校に居場所がない」⇒「不登校になる」の悪循環になるケースがある

イ 実施している支援について

- ・「子ども食堂 = 貧乏」という思い込みがあり、誘っても来てくれない場合がある。支援を受けたい人と最初に繋がりを持つのが難しい
- ・地域での支援につながったケースは、学校の理解とスクールソーシャルワーカーのつながりがあった。子どもをつないでくれる人材（役割）が重要
- ・学習支援に継続的に参加している子どもは学習習慣が定着してきている一方で、途中で来なくなってしまうケースもある
- ・子どもへの学習支援などをきっかけに、（親が抱えている）家庭内の問題に介入できる。子どもの貧困問題は子どもだけでなく、保護者への支援も必要である
- ・不登校等児童の問題行動の背景（環境要因）を支援することにより問題行動の未然防止や早期発見につながるのではないかと

ウ 現状の問題点

- ・教育委員会及び学校は空き教室や放課後児童会の有効活用を考えていない
- ・学校は支援しきれない部分を外部関係機関に依頼すべき
- ・個人情報の問題で学校も要支援の家庭の情報を地域の支援者に出すことができない
- ・地域の支援活動を支援が必要な子どもに伝える手段がない
- ・子どもの貧困へのアウトリーチ型支援がない
- ・高齢者の地域包括支援センター、障害者の障害者相談支援事業所などのような子どもの貧困のつなぎ先がない
- ・生活保護を受給していないが、困窮している家庭への支援がない
- ・定時制高校の生徒が就労と学業の両立が難しい

② 今後必要となる取組について

ア 連携の促進

- ・学習支援ボランティアの継続的な確保について大学との連携
- ・子どもの貧困支援に関する情報が集まり、支援をつなぐ拠点が必要
- ・教育と福祉の連携
- ・問題がある家庭を発見した場合、その問題の解決ができる個々の専門機関との連携
- ・支援団体間の連携、支援団体と地域の民生委員との連携
- ・スクールソーシャルワーカーと関係機関、学習支援団体との更なる連携
- ・スクールソーシャルワーカーの人材確保
- ・支援が必要な子どもをスクールソーシャルワーカーがピックアップして支援団体等につなぐなど本当に支援が必要な人にアプローチするための対策
- ・フードバンクは企業との連携が必要
- ・フードバンクのネットワーク化が必要

イ 求められる活動への支援

- ・支援団体の継続的な活動のための事務局、人材等の資源、運営費の確保
- ・既に取り組んでいる団体などの先行事例の共有化
- ・行政からの資金面のバックアップや、空き家活用時の固定資産税の減免など税制上の支援が必要
- ・子ども食堂が継続的に実施できる支援を検討してほしい

ウ 子ども・家庭に求められる支援

- ・外国人を公立高校に通わせるための支援
- ・ひとり親家庭の保護者への相談支援
- ・学習支援に参加するための送迎、交通費の問題
- ・学習支援や居場所づくりは中学校単位にないと意味がない。子ども中心の支援が必要

3 国の子供の貧困対策に関する大綱に定める重点施策の実施状況

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	担当課	事業対象						
						妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未満 (高校生等)	青年期 (18歳～)	保護者
1教育の支援	1-(01) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開	1-(01)-① 学校を窓口とした福祉関連機関との連携	不登校児支援事業	不登校児童生徒の学校復帰や将来の社会的自立を支援するため、研究協議を年2回開催する。市内6か所で運営したり、体験活動を行ったりする。	指導課			○	○			
			小中高等学校へのスクールカウンセラーの派遣	児童生徒対象の心理臨床業務等に関して、豊かな知識・経験を有するスクールカウンセラー等を配置することにより、いじめや不登校等の児童生徒の問題行動に対応する。	指導課			○	○			
			教育相談	教育相談支援センター(面接・電話)での相談や家庭訪問での相談 ・心理専門相談員の配置 ・家庭訪問相談員の配置 ・いじめホットラインの設置 ・いじめ問題等専門家チームの設置	指導課			○	○			
			小中学校へのスクールソーシャルワーカー派遣	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野だけでなく、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、スクールソーシャルワーカーが、環境に働き掛けたり、関係諸機関とのネットワークを活用したりする。	指導課			○	○			
			外国人子ども教育支援事業	【国庫補助事業】 ・浜松市外国人子ども支援協議会の開催 ・指導補助員の配置 ・児童生徒の母語が分かる支援員の派遣 【浜松市単独事業】 ・初期適応・母国語支援業務委託 ・日本語・学習支援業務委託	指導課			○	○			
	1-(02) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上		保育料の多子軽減	特定教育・保育施設等に通う、多子世帯の児童の保育料を軽減する。	幼児教育・保育課		○					
			保育料のひとり親世帯等の軽減	特定教育・保育施設等に通う、ひとり親世帯等の児童の保育料を軽減する。	幼児教育・保育課		○					
			私立幼稚園就園奨励助成事業	従来型の私立幼稚園に在籍する児童の保護者に対して、所得や兄弟の状況に応じて入園料および保育料を減免する。	幼児教育・保育課		○					
	1-(03) 就学支援の充実	1-(03)-① 義務教育段階の就学支援の充実	就学援助	経済的理由により就学困難な小・中学生の保護者に対し、学用品費、学校給食費等を援助する。	教育総務課			○	○			

1教育の支援	1-(03) 就学支援の充実	1-(03)-② 特別支援教育に関する支援の充実	発達支援教育就学奨励費	発達支援学級へ就学する小・中学生の保護者等に対して、その負担能力のに応じて経費の一部を援助する。	教育総務課				○	○					
	1-(04) 大学等進学に対する教育機会の提供	1-(04)-① 国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援	浜松市奨学金	優秀な学生等で経済的理由のため修学困難な学生に対し、修学に必要な学資の一部を無利子貸与する。	教育総務課								○		
			社会的養護推進事業 施設等退所者自立支援事業 (大学等進学就学支援事業)	大学等進学のため児童養護施設等を退所して独居生活を始める児童等への円滑かつ安定的な自立に向けた支援を行う。	児童相談所									○	
	1-(05) 生活困窮世帯等への学習支援		ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	小学4年生から中学3年生までのひとり親家庭の児童を対象に、ボランティアによる塾形式の学習支援を市内2か所実施	子育て支援課				○	○					
			生活保護世帯及び生活困窮世帯の子に対する学習支援事業	生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学3年生を対象に、民間の委託により、学習支援員によるアウトリーチ型の高等学校進学支援及び大学生ボランティアを活用した勉強会運営を実施	福祉総務課					○					
			実費徴収に係る補足給付を行う事業	生活保護世帯等の児童が特定教育・保育等の提供を受けた場合に保護者が支払うべき実費の一部を補助する。	幼児教育・保育課				○						
	1-(06) その他の教育支援	1-(06)-① 子どもの食事・栄養状態の確保	保育園等における家庭と連携した食育の推進	保護者と連携をとりながら、個別対応の給食の実施や栄養相談などを実施する。	幼児教育・保育課				○						
			子育て支援ひろば、中山間地域親子ひろばの開催	子育て親子が気軽に集い仲間づくりができる場所を開設し、地域の子育て支援の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する。 子育て支援ひろばを市内24箇所で開催 中山間地域親子ひろばを4箇所で開催	子育て支援課	○	○	○							
			児童館の運営	遊びや体験を通して、子どもが健やかに成長することを目的とする。	子育て支援課		○	○	○	○					
			児童遊園等整備支援事業	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、自主性、社会性、創造性を高め、情操を豊かにすることを目的とする。	子育て支援課		○	○	○	○					
			赤ちゃんとのふれあい体験事業	中学生が乳幼児とのふれあいを体験することにより、命の尊さや愛しさを感じる機会を持ち、子育て中の親に出産や育児に関する話を聞くことにより、自分の育ちに関心をもち、親への愛情について考える機会を提供することを目的とする。	子育て支援課		○			○					

2生活の支援	2-(1) 保護者の生活の支援	2-(01)-② 保育等の確保	認証保育所利用者への助成	認証保育所に入所する3歳未満の児童の保護者に対し、保育料の負担を軽減するため助成を行う。	幼児教育・保育課		○													
			市立幼稚園教育指導支援員配置事業	個々の成長に合わせたきめ細かな教育を実施することを目的として、市立幼稚園にキッズサポーターを配置し、教育の充実を図る。	幼児教育・保育課		○													
			幼稚園型一時預かり事業	乳幼児の保育環境を確保するため、幼稚園型一時預かり事業を実施する私立幼稚園等に対し、補助金を交付する。	幼児教育・保育課		○													
			保育士再就職支援研修会	保育士確保対策として、潜在保育士を対象に保育士として再就職を支援する研修会を実施する。	幼児教育・保育課		○													
			保育士修学資金等貸付事業	保育人材の確保を推進するため、保育士資格取得を目指す学生や潜在保育士等を対象に修学資金や就職準備金等の貸付を行う。	幼児教育・保育課		○													
			(ひとり親家庭)相談支援・生活支援講習会事業	ひとり親家庭が日ごろ直面している諸問題の解決や児童の精神的安定を図ることを目的として、相談事業や講習会事業を実施	子育て支援課															○
		ひとり親家庭等日常生活支援事業	一時的に生活援助、子育て支援を行う者を得ることが困難な世帯に対し、家庭生活支援員を派遣するなど、その生活を支援	子育て支援課															○	
		2-(01)-③ 保護者の健康確保	助産施設保護事業	保健上必要があるにも関わらず、経済的な理由で入院助産を受けられない妊産婦を助産施設へ入所させ、本人に代わり出産費用の全部又は一部を負担	子育て支援課	○														
			養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対し、助産師・保育士等の資格を持つ訪問員が養育に関する指導や技術的援助を実施し、子への適切な養育を確保	子育て支援課	○	○	○	○	○										
			はじめてのパパママレッスン	妊婦とその夫が新たな家族を迎える準備として、母性・父性意識を育み、夫婦で協力して妊娠、出産、育児に臨むことができるよう、必要な知識の提供を行う。	健康増進課	○														
			妊婦健康診査事業	安全な分娩と健康な児の出産のため、委託医療機関、助産所において、公費負担による妊婦健康診査を実施することにより、妊婦の保健管理の向上を図る。	健康増進課	○														
			こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、子育て視点に関する情報提供を行うことにより、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。	健康増進課		○													

2生活の支援	2-(1) 保護者の生活の支援	2-(01)-③ 保護者の健康確保	妊娠婦乳幼児訪問	妊娠・出産・育児期において支援が必要な妊産婦、養育者、乳幼児に対して、直接家庭に訪問し、より対象にあった個別指導をすることで育児不安の軽減及び健康の保持増進を図る。	健康増進課	○	○								
			親子すこやか相談	保護者が安心して育児ができるよう、乳幼児の心身の発育発達、栄養、育児についての助言、指導を行い、問題の発生を予防するとともに解決に向かうよう支援する。	健康増進課	○	○								
			健やか親子グループ活動事業	保護者の育児における精神面に焦点を当て、他者との交流やグループの力で自分自身を見つめ、育児不安・ストレス等の軽減や育児への支援をする。	健康増進課		○								
			妊娠高血圧症候群等医療費助成	妊娠高血圧症候群等により、入院加療を必要とする妊産婦に対して、公費による医療の給付を行う。	健康増進課	○									
		2-(01)-④ 母子生活支援施設等の活用	母子生活支援施設保護事業	配偶者のいない女子、又はこれに準じる事情にある女子とその監護すべき児童を母子生活支援施設で保護し、生活の自立を支援	子育て支援課		○	○	○	○					○
	2-(01)-⑤ その他の保護者生活支援事業	未熟児医療と育児の相談交流会	未熟児を養育する保護者がその不安を解消できるような医師や保健師に相談するとともに、保護者同士が交流し情報交換できる場を設け、未熟児の育児が適切に行われるよう支援することを目的として実施	健康増進課		○									
	2-(2) 子どもの生活支援	2-(02)-① 児童養護施設等の退所児童等の支援	退所児童等アフターケア事業	家庭を離れて生活する児童に対し、退所前から就労や進学に向けた生活全般にわたる相談や情報提供を行い、退所後も安定した生活が継続されるように相談支援を実施	子育て支援課			○	○	○	○				
			身元保証人確保対策事業	施設退所児の住居賃貸借の連帯保証や就職時身元保証に伴う保険加入	子育て支援課		○	○	○	○	○				
			児童養護施設の実家的機能による自立支援事業	施設退所児が離職した際、元施設での生活及び再就職支援の実施	子育て支援課						○	○			
			未成年後見人支援事業	親権者のいない未成年者(被後見人)のために、児童相談所申し立てによる未成年後見人が監護・財産管理を行った際、その報償を後見人の代わりに支給	子育て支援課		○	○	○	○	○	○			
社会的養護推進事業 施設等退所者自立支援事業 (退所時自立支援事業)			保護者等からの支援が見込めない施設等退所児童が就労や進学により独居生活を始める際に「就職支度金・大学進学等自立生活支度費」では賅いきれない所要経費を扶助費として加算する。	児童相談所							○	○			

2生活の支援	2-(2) 子どもの生活支援	2-(02)-② 食育の推進に関する支援	学校(園)における食育の推進	年に2回「浜松市学校における食育推進検討会」を開催し、そこで話し合われたことを受け、栄養教諭、学校栄養職員が食育の授業を行っている。また、各学校では、児童・生徒の実態に合わせた「食に関する指導に係る全体計画」を作成し、児童・生徒の発達に応じた系統性のある食育を推進している。	保健給食課				○	○									
			保育園給食における食育の推進	食事のマナーなど給食を生かした食に関する指導に取り組む。栄養士を中心とし、全職員が連携・協力して子供の食への関心を高め、「食を営む力」の基礎を培う。	幼児教育・保育課				○										
			離乳食教室	保護者に離乳の進め方と咀嚼機能の健全な発達に関する正しい知識を普及するために講話と調理実習を実施	健康増進課					○									
			もぐもぐ元気っ教室	保護者が望ましい食習慣の基礎をつくり乳児の健やかな成長を促すことができるよう、食習慣や親子関係の形成、心身の発達に必要な知識を普及するための教室を実施	健康増進課					○									
			食育講座	地域の育児グループや保育園、幼稚園、学校等の母子に関する団体等に対し、望ましい食習慣の定着に向けた食育講座の実施	健康増進課					○	○								
			歯と食の元気アップ教室	歯(口)と食に関する知識の普及・啓発を行い、う蝕予防に有効なフッ化物の適切な利用の推進及び、かむことの大切さや望ましい食習慣の定着に向けた食育の推進を行う。	健康増進課					○									
	2-(02)-③ その他子どもの生活支援	はままつオレンジリボン運動広報啓発事業	はままつオレンジリボン応援大使と共に、虐待防止を啓発する講演会、街頭キャンペーンを実施	子育て支援課	○	○	○	○	○	○									
		児童家庭支援センター設置運営事業	児童家庭相談支援体制強化を強化し、子ども・子育てで家庭へ専門的でよりきめ細やかな支援を行い、社会的養護の推進を図るため、児童家庭相談センターを運営	子育て支援課	○	○	○	○	○	○									
		母子予防接種事業	予防接種法に定められた、ヒブ・小児用肺炎球菌・4種混合・BCG・B型肝炎・麻疹・風しんなどの定期予防接種を医師の協力のもと個別接種にて実施する。	健康増進課					○	○	○	○	○	○	○				
		2歳児歯科健康診査事業	乳臼歯萌出直後の時期である2歳児に対し、乳臼歯のう蝕を早期発見すること、う蝕の発症予防及び重症化予防を図るため、無料でフッ化物塗布、歯科健康診査、歯科保健指導を実施	健康増進課					○										

2生活の支援	2-(2) 子どもの生活支援	2-(02)-③ その他子どもの生活支援	乳幼児健康診査事業	乳幼児の疾病の早期発見及び適切な保健指導を図るために内科健診・歯科健診・栄養相談・心理相談などを実施(4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児)	健康増進課		○										
			歯科相談	歯科医師及び歯科衛生士が、口腔の健康に関する個別の相談に応じ、歯科疾患予防・口腔機能向上等についての必要な助言及び指導を行う。	健康増進課		○	○	○	○	○						
	2-(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備	2-(03)-① 関係機関の連携	要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき、要保護児童等の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関が情報共有し、連携協力の下で対応できるよう協議会を設置	子育て支援課	○	○	○	○	○	○						
			発達障害児者支援推進会議の運営	発達障害者支援法に基づき、発達障害児者を支援する市の施策の推進を図るため、医療保健、福祉、教育及び労働等の関係部局、大学、当事者団体、親の会等からなる会議を開催	子育て支援課		○	○	○	○	○	○					
			子育て情報センターの運営	子育てを行う市民を支援するために、子育て情報の収集や提供、子育てを行う人材の育成等子育てに関わる市民の拠点として子育て情報センターを運営	子育て支援課	○	○	○	○	○	○	○					
	2-(4) 子どもの就労支援	2-(04)-① ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援	地域若者サポートステーションはままつ事業	職業的自立をはじめ自身の将来に向けた取り組みへの意欲がある若年無業者(15歳～39歳)の就労を支援するため、キャリアコンサルティングや心理カウンセリング、ソーシャル・スキル・トレーニング、職場見学等を実施する。	産業総務課							○	○				
			浜松市パーソナル・サポートセンター事業	働く意欲がありながら容易に就職に結びつかない求職者に、キャリアカウンセリングや臨床心理士の診断等によるサポートプランを作成し、個々に寄り添った就労支援を伴走型で行う。(学生は対象外)	産業総務課								○	○			
		2-(04)-② 親の支援のない子ども等への就労支援	若者相談支援窓口「わかば」	就労に関わる悩みを有する若者とその家族の相談に一次的に応じ、地域若者サポートステーションはままつやパーソナル・サポートセンター、ハローワーク浜松などの相談内容にふさわしい支援機関を案内する。	次世代育成課(青少年育成センター)								○	○			
			地域若者サポートステーションはままつ事業	職業的自立をはじめ自身の将来に向けた取り組みへの意欲がある若年無業者(15歳～39歳)の就労を支援するため、キャリアコンサルティングや心理カウンセリング、ソーシャル・スキル・トレーニング、職場見学等を実施する。	産業総務課								○	○			

2生活の支援	2-(4) 子どもの就労支援	2-(04)-② 親の支援のない子ども等への就労支援	浜松市パーソナル・サポート・センター事業	働く意欲がありながら容易に就職に結びつかない求職者に、キャリアカウンセリングや臨床心理士の診断等によるサポートプランを作成し、個々に寄り添った就労支援を伴走型で行う。(学生は対象外)	産業総務課							○	○			
		2-(04)-③ 定時制高校に通学する子どもの就労支援	若者相談支援窓口「わかば」	就労に関わる悩みを有する若者とその家族の相談に一次的に応じ、地域若者サポートステーションはままつやパーソナル・サポート・センター、ハローワーク浜松などの相談内容にふさわしい支援機関を案内する。	次世代育成課(青少年育成センター)								○	○		
			地域若者サポートステーションはままつ事業	職業的自立をはじめ自身の将来に向けた取り組みへの意欲がある若年無業者(15歳～39歳)の就労を支援するため、キャリアコンサルティングや心理カウンセリング、ソーシャル・スキル・トレーニング、職場見学等を実施する。	産業総務課									○	○	
		2-(04)-④ 高校中退者等への就労支援	若者相談支援窓口「わかば」	就労に関わる悩みを有する若者とその家族の相談に一次的に応じ、地域若者サポートステーションはままつやパーソナル・サポート・センター、ハローワーク浜松などの相談内容にふさわしい支援機関を案内する。	次世代育成課(青少年育成センター)									○	○	
			地域若者サポートステーションはままつ事業	職業的自立をはじめ自身の将来に向けた取り組みへの意欲がある若年無業者(15歳～39歳)の就労を支援するため、キャリアコンサルティングや心理カウンセリング、ソーシャル・スキル・トレーニング、職場見学等を実施する。	産業総務課									○	○	
	2-(5) 支援する人員の確保	2-(05)-① 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化	児童福祉施設運営助成事業	民間児童養護施設等における入所者の処遇向上及び施設職員の処遇改善を図るため、市内の児童福祉施設を対象に、職員配置基準の職員配置に要する人件費の一部を助成	子育て支援課			○	○	○	○					
			児童福祉施設専門機能強化助成事業	児童養護施設入所児童の心理ケアの質の向上を図るため、国の配置基準を上回る加配職員(心理療法担当職員)配置に要する人件費の一部を助成	子育て支援課			○	○	○	○					
			児童養護施設等の職員人材確保事業	将来、児童養護施設等に就職する人材確保のため、実習生の受入等実施	子育て支援課			○	○	○	○					
		2-(04)-② 親の支援のない子ども等への就労支援	浜松市パーソナル・サポート・センター事業	働く意欲がありながら容易に就職に結びつかない求職者に、キャリアカウンセリングや臨床心理士の診断等によるサポートプランを作成し、個々に寄り添った就労支援を伴走型で行う。(学生は対象外)	産業総務課									○	○	
			若者相談支援窓口「わかば」	就労に関わる悩みを有する若者とその家族の相談に一次的に応じ、地域若者サポートステーションはままつやパーソナル・サポート・センター、ハローワーク浜松などの相談内容にふさわしい支援機関を案内する。	次世代育成課(青少年育成センター)									○	○	

2生活の支援	2-(5) 支援する人員の確保	2-(05)-① 社会的養護施設の 体制整備、児童相談 所の相談機能強化	児童相談担当嘱託医報酬	児童相談所が関わる児童やその保護者等に対し、精神科の医師によるカウンセリング等を行い、医師から医学的診断や助言を受けることにより効果的な援助を実施する。	児童相談所	○	○	○	○	○	○	○	○	
			社会的養護推進事業 里親支援事業	社会的養護が必要な児童が、家庭的な養育環境のもとで育てられるよう新規里親の確保及び里親の支援を実施する。	児童相談所	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			一時保護所運営事業	児童相談所の付帯施設である一時保護所の事業運営及び施設維持管理に要する経費	児童相談所	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			児童虐待等休日夜間電話対応業務	休日及び夜間の児童虐待等通報電話対応業務を業務委託することで、的確かつ迅速な対応を可能とすることにより、休日夜間電話対応業務の強化を図る。	児童相談所	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2-(05)-② 相談職員の資質向上	施設職員研修事業	児童福祉施設職員の資質向上のため、市外研修に参加する施設の旅費を支援	子育て支援課		○	○	○	○	○				
		婦人相談員研修	婦人相談員の資質向上のため、庁内研修会を実施	子育て支援課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		児童相談所研修等資質向上	児童相談所職員の資質向上のため、研修参加等を行う。	児童相談所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2-(6) その他の生活支援	2-(06)-① 妊娠期からの切れ 目ない支援等	産後ケア事業	家庭等から家事、育児などの援助が受けられず、産後に心身の不調又は育児不安等がある者を対象に、助産所等にて心身のケア、育児サポート、育児に関する指導・カウンセリング等実施	子育て支援課		○							
			はますくヘルパー利用事業	妊娠中又は出産後心身の不調等により日中家事を行うことができず支援が必要な世帯に対し、家事・育児支援を実施	子育て支援課	○	○							
			母子保健相談支援事業	助産師・保健師の専門職が妊娠期から出産・子育て期の相談に対応し、支援が必要な妊産婦を関係機関につなぐための支援を実施	健康増進課	○	○							
		2-(06)-② 住宅支援	家族支えあい環境支援	新たに同居もしくは、近隣への居住(みなし同居)をする親世帯・子世帯に対し、住宅新築・購入・増築・改修費用、引越し等費用、解体費用について助成する。	住宅課	○	○	○						

2生活の支援	2-(6) その他の生活支援	2-(06)-② 住宅支援	市営住宅における支援	市営住宅の入居申し込み者で、親世帯・子世帯の同居等の事由のある者について、優先的に入居可能な配慮を行う。 また、実際に入居する市営住宅住戸内において多世帯交流のために親世帯の希望者へ手摺や玄関段差解消スロープを市が設置する。	住宅課	○	○	○							
			市営住宅の管理運営	住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な使用料で市営住宅を提供する。市営住宅の種類には、一般世帯向け、高齢者世帯向け、ひとり親世帯向けなどがある。	住宅課		○	○	○						
			優先入居支援	15歳以下の子供を扶養しているひとり親家庭について、入居選考時に必要な配慮を行う。	住宅課		○	○	○						
3保護者に対する就労の支援	3-(1) 親の就労支援		母子家庭等就業・自立支援事業	母子家庭等修業・自立支援センターにおいて就業に関する相談、就業情報の提供等、ひとり親家庭の就業に関する総合的な支援	子育て支援課									○	
			母子自立支援プログラム策定事業	就業経験がない、長期間仕事から離れていたなど就職にあたりきめ細かな支援を必要とするひとり親家庭に対し、個別のプログラムを策定し、計画的な就業支援	子育て支援課										○
			(ひとり親家庭)自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家が市指定の講座を受講した場合、受講費用の一部を補助し、資格・技能の取得を促進	子育て支援課										○
			(ひとり親家庭)高等職業訓練促進給付金事業	看護師等ひとり親家庭の親が市指定の資格を取得するため、養成機関で修業する場合給付金を支給	子育て支援課										○
	3-(2) 親の学び直しの支援		(ひとり親家庭)高校卒業認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親子の学び直しを支援するため、高等学校卒業認定試験講座受講費の一部支給	子育て支援課					○	○	○			
	3-(3) 就労機会の確保		就職面接会開催事業	ハローワーク浜松との共同により、概ね45歳未満の若年者を対象として「就職フェア」を開催し、求職者と企業のマッチングの場を提供する。	産業総務課						○	○			
			女性就労支援事業	就労意欲のある未就労女性の能力開発研修や就労マッチングイベントを行い、女性の就労を支援する。	産業総務課							○	○		
4経済的支援	4-(1) 児童扶養手当と公的年金の併給調整に関する見直し		児童扶養手当支給事業	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をもつひとり親家庭に対し、児童扶養手当を支給	子育て支援課		○	○	○	○					

4経済的支援	4-(7) その他経済的支援 事業	自立支援(育成)医療費支援 事業	18歳未満の身体に障害のある児童が生活能力を得るために必要な医療に対して、健康保険が適用された後の自己負担分を助成する。	健康増進課		○	○	○	○		
		小児慢性特定疾病対策事業	18歳未満の児童で対象慢性疾患の治療に係る医療費のうち、健康保険が適用された後の自己負担分を助成する。(全部又は一部)	健康増進課		○	○	○	○		
		未熟児養育医療費支援事業	未熟児が満1歳までに入院養育を必要とする場合、医療費のうち健康保険が適用された後の自己負担分を助成する。	健康増進課		○					
		寡婦(寡夫)控除等のみなし適用	非婚のひとり親世帯への寡婦(夫)控除のみなし適用を実施し、幼稚園、保育所等の保育料、市営住宅使用料、母子家庭医療費等について負担軽減を図る。	関係各課		○	○	○	○	○	○

4 用語の定義

(1) スクールソーシャルワーカー (SSW)

家庭環境等の問題を抱えた子どもやその保護者に対し、多様な支援方法を用いて課題解決を図ります。平成 28 年度は 10 人の SSW が学校からの要請を受けて派遣対応しています。

(2) フードバンク

規格外品や外箱の印字ミスなど品質には問題のないもののやむなく廃棄されてしまう食品を無償で提供してもらい、支援を必要とする福祉分野の施設・団体に必要な食品を寄贈する活動です。現在全国で約 40 の団体があり増加しています。

(3) 子ども食堂

地域の大人が子どもに無料や安価で食事を提供する民間発の取組。貧困家庭や孤食の子どもに食事を提供し、安心して過ごせる場所として始まりました。最近では地域の全ての子や親など対象を限定しない食堂や、子どもが放課後に自宅以外で過ごす居場所の中で食事を提供するなどさまざまなスタイルで実施されています。

浜松市子ども・若者支援プラン
子どもの未来サポートプロジェクト

浜松市
平成 29 年 3 月